

キハ明ナリ然レトモ若シ右ノ如キ規定創立書類中ニアラサルト
 キハ果シテ如何ナル契約ハ會社ニ義務ヲ負ハシムヘキヤヲ決ス
 ルコト甚タ困難ナリトス而シテ其之ヲ決スルノ容易ナラサルハ
 從來此問題ニ付キ惹起シタル訴訟ノ判決互ニ相牴牾スルニ徴ス
 ヘキナリ故ニ此一定シ難キ問題ニ付キ左ニ述フル所ノモノハ唯
 本件ニ關スル法理ノ綱領ヲ示スニ止マルノミ

(一)會社ニ於テ發起人ノ契約ヲ更ニ認メサルトキ
 一方ヨリ論スルトキハ發起人カ會社ノ創立ヲ圖リ他人ト契約ヲ
 取結ヒ其契約ノ對手方モ亦善良ノ意思ヲ懷キ發起人ト契約シ且
 ツ其契約アリタルカ爲メニ會社カ創立セラレタル場合ニ於テ會
 社ハ之ヲ承認スルノ義務アルコトナシトスルハ甚タ其當ヲ得サ

ルカ如シ今一二ノ例ヲ擧ケテ此論旨ヲ詳ニセン
 鐵道會社、運河會社、道路會社、又ハ橋梁會社ノ如キ公共ノ利益タル
 ヘキ工事ヲ目的トスル會社ハ其工事ニ要スル土地ハ所有者ニ相
 當ノ補償ヲ爲シタル後之ヲ買取ルコトヲ得ヘシトスルハ今日各
 國法律ノ常ナリトス現ニ明治二十二年七月三十日法律第十九號
 ヲ以テ我政府カ發布シタル土地收用法ノ如キハ即チ公共ノ利益
 トナルヘキ工事ニ從事スル會社ニ之ヲ許シタルモノナリ故ニ鐵
 道會社ノ如キハ其鐵道布設ノ爲メ必要ノ土地ハ假令所有者ニ於
 テ異議アルモ土地收用法ニ依リ買取ルコトヲ得ヘキナリ然レト
 モ其所有者ノ土地タル現ニ公共ノ利益タルヘキ方法ニ使用シア
 ル以上ハ所有者ノ意ニ反シテ會社カ之ヲ買取ルコトヲ得サルヤ

明ナリトス若シ斯ル場合ニ於テ所有者ヲシテ後日異議ヲ唱ヘサ
ラシメンカ爲メ會社ノ發起人豫メ所有主ト示談ヲ遂ケ以テ該會
社設立ノ上ハ所有主ニ於テ異議ナク其土地ヲ會社ニ賣渡スヘキ
コトヲ約セシメ置キタリトセン耶若シ此契約ナカリセハ同會社
ハ創立ノ後其工事ヲ完フスルコトヲ得サルヤモ知ルヘカラス然
ルニ此ノ如キ場合ニ於テ會社カ創立ノ後其契約ヲ認ムルニ及ハ
スト爲スカ如キハ固ヨリ當チ得タリト爲スヘカラス
又一例ヲ擧ケテ之ヲ示サンニ茲ニ甲乙兩地間ニ鐵道ヲ布設スル
ノ目的ヲ以テ一會社ヲ組織セントスル者アルニ際シ他ニ又均シ
ク甲乙兩地間ノ鐵道事業ニ従事スヘキ會社ヲ創立セント計畫ス
ル者アリトセンカ此時一方ノ發起人ハ他ノ發起人ト競争スルノ

不利ナルヲ察シ其競争ヲ止メシメンカ爲メ自己計畫ノ會社創立
ノ上ハ他ノ發起人ニ若干ノ金額ヲ拂フヘシト契約シタリト假定
セヨ此場合ニ於テ其會社ハ右發起人ノ契約アリタルカ爲メ競争
ノ憂ナク遂ニ設立セラレタルニモ拘ハラズ尙ホ該會社ハ設立ノ
後發起人ノ契約ヲ承認スルニ及ハスト爲ストキハ會社ヲシテ單
ニ契約ノ利益ノミヲ得セシメ其義務ヲ免カレシムルモノト云ハ
サルヘカラス
會社ノ發起人カ會社ノ創立ヲ圖リ取結タル契約ニ付キ會社其義
務ヲ免カルコトヲ得スト爲スノ論旨ハ概テ右ニ述ブルカ如シ
而シテ此說固ヨリ理ナキニアラス然レトモ今看點ヲ變シテ無形
人タル會社ノ性質上ヨリ本按ヲ考フレハ此說ヲ以テ必ラスシモ

是ナリトスルヲ得サルナリ抑モ會社ナルモノハ之ヲ組成スル所ノ社員株主トハ固ヨリ同人同体ニアラス況シテ之カ創立ヲ計畫スル所ノ發起人トハ同人ニアラサルハ論ナキノミ而シテ社員株主ト爲ル者ハ會社創立ノ趣意書、結社約定書、及定款等ヲ展閱シ能ク已レカ意ニ適スルヲ以テ之ニ賛成ヲ表シ同盟スルモノナリ然ルニ其同盟セタル後會社ノ創立アルニ及テ未タ曾テ設立書類中ニ見サル所ノ義務ヲ會社ハ負擔スルモノナルコトヲ發見セハ社員株主タル者豈ニ驚愕セサラシヤ社員株主タル者ハ設立書類ニ記載シアル所ノ會社負擔ノ義務ハ之ヲ承認シテ而シテ後同盟シタルモノナレトモ之ニ記載シアラサル義務ハ如キハ固ヨリ承認シタルノ限ニアラサルヤ明ナリ加之ナラス凡ソ會社ノ發起人ト契

約ヲ取結フ者ハ其契約ノ取極メ次第ニテ發起人其人ニ對シ該契約ノ實行ヲ要求シ得ヘキヲ以テ會社カ發起人ノ取結ヒタル契約ヲ承認セサルニモ拘ハラズ強テ會社ヲシテ其義務ニ當ラシムルカ如キノ要アラサルナリ否啻ニ其要ナキノミナラス社員株主タルモノ、權利ヲ保護センカ爲メニハ發起人ノ取結ヒタル契約ニ就キ會社ヲシテ強テ其意ニ反シ義務ヲ負擔セシメサルコト最モ緊要ナリトス

以上論述スルカ如クナルヲ以テ發起人ノ取結タル契約若シ設立書類ニ照シ會社ニ於テ義務ヲ負フヘキモノニアラサルトキハ假令其契約タル會社設立ノ後ニ在テハ會社ノ權限内ニ屬スルモノト雖モ苟モ會社ニ於テ之ヲ承認セサル以上ハ會社ニ對シ之レカ

實行ヲ求ムルコトヲ得ス會社モ亦自カラ之ヲ承認セザル以上ハ
 對手方ニ對シ其履行ヲ要求スルコトヲ得サルモノトス
 右ハカレドニアン云々鐵道會社對ヘレンスボローノ訴訟ニ於テ
 判事クランウオルス卿カ痛論シタル所ニシテ該訴訟ノ判決ハ即
 チ其論旨ヲ確認シタルモノトス同判事ノ言ニ曰ク「發起人カ會社
 設立ノ認可ヲ願出ツルトキハ發起人相互ノ集合ヲ以テ法律上一
 個人ト見做サレンコトヲ出願スルニ非スシテ凡テ其會社ノ株主
 ト爲ルヘキ者ヲ以テ其無形人タル資格アル會社ヲ組織スルノ允
 許ヲ願出ツル者ナリ而シテ其允許ヲ政府ヨリ與ヘタルトキハ其
 社員株主タルモノ、權利義務ハ同會社ノ設立書類ニ依リ一決ス
 ヘキモノトス故ニ社員株主タルモノハ該設立書類ヲ以テ規定シ

タル義務ノ外他ノ義務ヲ負フヘキモノニアラス又會社其モノト
 發起人ト同人同体ニアラサルコトハ單ニ法理上然ルノミナラス
 事實ノ上ニ於テモ亦然リトス故ニ發起人ト契約ヲ結ヒ若クハ其
 他ノ取引ヲ爲シタル者ハ發起人其人ニ對シテ訴權ヲ有スルモ會
 社ニ對シテハ訴權ヲ有スヘキニアラス依テ發起人カ會社ノ創立
 ヲ圖リテ取結タル契約ハ會社ノ設立書類ニ明記シアルモノヲ除
 クノ外會社ニ義務ヲ負ハシムヘキモノニアラスト

(二)會社カ發起人ノ取結タル契約ヲ承認シタルカ又ハ自ラ之
 ヲ利用シタルトキ

發起人ノ取結タル契約若シ會社設立ノ後會社ノ權限内ニ屬シ且
 ツ其契約ハ會社ニ義務ヲ負擔セシムルト同時ニ其報酬トナルヘ

キ相當ノ利益ヲ會社ニ與フルモノナルトキハ會社ハ明言シテ其契約ヲ追認スルコトヲ得ヘシ又會社カ明言シテ之ヲ追認セサルモ恰カモ其契約ヲ追認スルカ如キ所爲アルニ於テハ後日ニ至リ該契約ハ遵守スヘキ限リニアラスト主張スルコトヲ得サルナリ何トナレハ是レ所謂暗黙ニ契約ヲ追認シタルモノナレハナリ

次ニ論究スヘキノ點ハ會社カ明言若クハ暗黙ニ發起人ノ契約ヲ追認シタルニアラサルモ其契約ヲ利用シ之ニ依テ會社カ利益ヲ獲得シタル場合ニ於テ會社カ該契約ヲ遵守スルノ義務アルヤ否ヤノ論點ナリトス此問題ニ關シ有名ナル訴訟ハヴオックスホーブル橋梁會社對スベンサル伯ノ訴訟ナリトス此訴訟ニ於テハ英國倫敦ノテームス河ニ一大橋ヲ架設スルノ目的ヲ以テ一ノ會社ヲ組

織セント欲シ發起人ハ同會社設立ノ允許ヲ其筋ニ願出ルニ當リ豫テ同河ニ架設シアルパッテルシ一橋ヲ所有スル會社ヨリ故障ヲ申立シコトヲ懼レ發起人ハ自己計畫ノ會社設立ノ許可ヲ得タルトキハ五千磅ヲパッテルシ一橋所有會社ヘ拂入ルヘシト契約シタリ其後設立ノ允許ヲ得ルニ及テ發起人ハ其會社ノ資本ノ内ヲ以テ五千磅ヲ拂渡セリ然ルニ會社ニ於テハ右ノ契約ヲ以テ無効ナリトシ其五千磅ノ拂戻ヲ要求シタリシニ判事エルドン氏ハ右ノ契約ハ法律ニ違背スルモノニアラサルヲ以テ原告會社ノ申立ハ受理スヘキノ限リニアラスト判決セリ

エドワールツ對グラントヂヤンクシオン鐵道會社ノ訴訟ニ於テハ被告鐵道會社ノ發起人ノ計畫ニ依レハ同會社ノ鐵道ハ或ル道路會

社所有ノ道路ヲ横斷スヘキニ依リ道路會社ハ被告會社ノ設立ニ付キ故障ヲ其筋ニ申立タリ依テ鐵道會社ノ發起人ハ道路會社ト示談ヲ遂ケ同會社ノ鐵道カ右道路ヲ横斷スル場所ニ於テ鐵道線路ノ上ニ橋梁ヲ架設シ相當ノ勾配ヲ附シテ道路ヲ連絡シ該橋梁ノ幅員ハ道路ノ幅員ト同シテ五十[フイート]ト爲スヘシト契約セリ依テ道路會社ハ故障ヲ申立ツルコトヲ止メタルヲ以テ鐵道會社ハ遂ニ設立ノ允許ヲ受クルニ至レリ然ルニ鐵道會社ハ右ノ契約ニ背キ三十[フイート]ノ幅員ヲ以テ橋梁ヲ架設シ其遮斷シタル道路ヲ連絡セントシタルニ依リ道路會社ハ鐵道會社ノ橋梁架設工事ノ差止方ヲ裁判所ニ出願セリ此場合ニ於テ判事コッテンハム卿ハ鐵道會社ニ對シ禁令ヲ發シテ以テ鐵道會社ハ發起人ノ取結タル契約ニ依

ルニ非サレハ該道路ヲ横斷シ鐵道ヲ布設スルコトヲ得ストセリ」右述フル所ノ二個ノ訴訟ハ此問題ニ關スル尤モ著名ナル訴訟ニシテ共ニ會社ヲシテ設立書類ニ記載シアラサル所ノ發起人ノ契約ヲ遵守セシメタルノ實例ナリ然ルニ會社ヲシテ發起人ノ取結ヒタル契約ヲ履行セシムルトキハ其之ヲ履行スルニ必要ノ費用ハ即チ間接ニ株主ノ負擔タルヘキカ故ニ右等ノ判決ハ株主ヲシテ其豫知セサル所ノ損耗ヲ負擔セシメタルカ如ク即チ株主ヲシテ不當ノ損害ヲ蒙ラシメタルカ如キ感ナキ能ハスト雖モ然レトモ今一步ヲ退テ之ヲ考フレハグラント、ヂヤンクシヨ、ン鐵道會社ニ係ル訴件ノ場合ニ於テ該鐵道會社カ某道路會社ノ道路ヲ横斷シテ鐵道ヲ布設スルノ權ヲ得タルハ其筋ノ允許アルニ依ルモノ

ニシテ若シ同會社ノ發起人カ道路連絡ノ爲メ橋梁ヲ架設スヘキコトヲ道路會社ニ對シ契約セザリシナレハ同鐵道會社ハ到底道路會社ノ故障ノ爲メ右ノ允許ヲ得ル能ハザリシナルヘシ故ニ發起人カ道路會社ニ對シテ取結タル契約ト鐵道會社カ右ノ道路ヲ横斷スルノ權トハ互ニ相連關シ分離スヘカラサルモノナリ然ラハ則チ該鐵道會社ヲ以テ道路横斷ノ權アリ橋梁架設ノ義務ナシトスルノ理アラシキヤ

上來論述シタル問題ハ頗ル緊要ナル事柄ナルヲ以テ今重複ヲ顧ミス更ニ其論旨ノ大要ヲ左ニ掲ケ以テ參考ニ便ナラシメントス凡ソ會社ノ創立ニ際シ發起人ノ取結タル契約ニシテ設立書類中之ニ依リ會社ニ義務ヲ負ハシムルノ明文アラサルトキ會社ニ於

テ果シテ其發起人ノ契約ヲ遵守スルノ義務アルヤ否ヤハ要スルニ左ノ二則ニ照シ之ヲ決スヘキモノトス

第一則 會社ニ於テ發起人ノ契約ヲ更ニ承認セサル場合ニ於テハ會社ハ發起人ノ契約ヲ遵守スルノ義務ヲ負フコトナシ

第二則 會社ニ於テ發起人ノ契約ヲ承認シタルカ又ハ其契約アルニ依リ會社カ設立スルコトヲ得若クハ其他該契約ヲ自カラ利用シタルトキハ其契約カ會社ノ權限内ニ屬スル場合ニ限リ會社ハ之ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第三節 發起人ノ取結タル契約會社ノ權限外ニ涉ラ

(第八編契約及私犯ニ依リ生スル義務)

サル時制定條例ニ依リ創立シタル會社ノ負擔スヘキ義務

制定條例ニ依リ設立シタル會社ノ負擔スヘキ義務ハ其結社約定書及ヒ定款ニ依リ定マル所ナリトス故ニ發起人ノ取結タル或契約ハ會社ニ於テ之ヲ履行スヘシトノ明文結社約定書又ハ定款中ニアルトキハ會社ハ其契約ヲ遵守セサルヘカラスマドリップ銀行對ヘルリーノ訴訟ニ於テハ同銀行ノ定款ハ其資本金額ヲ百二十萬磅トシ之ヲ六萬株ニ分チ先ツ三萬株ヲ發行スルコト、シ同銀行ハ何時ニテモ取締役ニ於テ相當ト認メタルトキ其營業ヲ開始スルコト、定メ且ツ第一回株主募集ノ後一萬磅ヲ發起人ニ報酬トシテ拂渡スヘシト規定セリ然ルニ僅ニ五千株ニ對シ申込人ヲ得

タルトキ取締役ハ株式ヲ申込人ニ割賦シ直ニ五千磅ヲ發起人ニ拂渡セリ發起人ハ又各取締役ヘ五百磅宛ヲ禮金トシテ贈レリ其後同銀行カ解散ノ命令ヲ受クルニ及テ同銀行ノ殘務取扱人ハ會社ノ名義ヲ以テ取締役ニ對シ訴ヲ起シ右五千磅ノ拂戻ヲ要求セリ此場合ニ於テ裁判所ノ判決ニ依レハ取締役ハ其發起人ニ拂渡シタル金額ヲ會社ヘ拂戻スノ義務アルコトナク唯發起人ヨリ各自受取リタル五百磅ヲ會社ヘ還附スルノ義務アルニ止ルモノト爲セリ

第二章 會社カ契約ヲ追認シ又ハ默諾シタルニ依リ負擔スヘキ義務ヲ論ス

第一節 會社自ラ追認スルトキ

(第八編契約及私犯ニ依リ生スル義務)

凡、追認トハ他人カ己レノ委任ヲ受ケスシテ事ヲ行フタル後自
 カラ之ヲ認諾スルヲ云フ而シテ各人カ追認ニ依テ義務ヲ負フ所
 以ノモノハ追認ハ既往ニ遡リテ効力ヲ發シ其取引ハ本人自カラ
 命令シテ行ハシメタルト異ナルコトナシトノ原則ニ依ルモノナ
 リ又追認ハ必スシモ明言シテ以テ承諾ノ意ヲ表シタルヲ要スル
 コトナク若シ其取引ニ依リ生シタル權利ヲ得義務ヲ負フヘキコ
 トヲ承諾シタルモノナリト推測セラルヘキ行爲アルニ於テハ其
 取引上生シタル義務ヲ免レサルナリニユージョーランド銀
 行ニ關スルシューエルノ要求事件ト稱スル訴訟ハ會社カ明言シ
 テ追認シタル場合ニ關シ適切ナル實例ナルヲ以テ茲ニ之ヲ抄錄
 スヘシ

右銀行ハ一ノ特許合本會社ニシテ其資本ヲ三十萬磅ト定メ之ヲ
 三千株ニ分チ一株ヲ一百磅トセリ然ルニ同銀行ノ取締役ハ會社
 ノ資本金額ヲ超過シテ更ニ一千株ヲ發行シタル後ニ於テ株主總
 會ヲ開キ資本金額増加ノコトヲ議セシメタリシニ同銀行ハ其定
 款ニ依リ資本金額ヲ増加スルノ權ヲ有シタルヲ以テ其總會ニ於
 テ資本金ヲ増加シテ六十萬磅ト爲スノ決議ヲ下セリ此場合ニ於
 テ始メ取締役カ總會ノ決議ヲ經スシテ自己ノ專斷ヲ以テ一千株
 ヲ發行シタルハ取締役ノ權限外ニ涉リ固ヨリ無効タルヘキモノ
 ナレトモ此決議ニ依リテ會社ハ之ヲ追認シタルカ故ニ右株式發
 行ハ有効ナリト判決セラレタリ

右ノ如ク會社カ明言シテ追認スル場合往々アリト雖モ會社カ明

言シテ追認スルニアラスシテ其行爲ヨリ推考シテ暗黙ニ追認シタルモノト認メラル、コト反テ甚タ多シトス元來會社ナルモノハ無形ノ人ナルカ故ニ會社カ追認シタリト云フハ畢竟スルニ之ヲ組織スル所ノ各株主カ追認シタルカ又ハ株主全体ニ代リテ追認シ得ヘキ委任權ヲ有スル會社ノ代理人カ追認シタルコトヲ云フモノナリ然ルニ會社カ暗ニ追認シタリト認ムルニハ各株主カ暗ニ追認シタルニ相違ナリトノ證據ヲ舉グルハ殆ト實際ニ於テ爲シ得ヘカラサルコトニシテ法律モ亦必スシモ其證據ヲ要スルモノニアラス若シ會社ノ取締役ニ於テ權限外ノ事ヲ行ヒタルコトニ付キ株主カ確然通知ヲ受ケタルカ又ハ假令通知ヲ受ケサル場合ニ於テモ少シク注意ヲ施シタランニハ取締役カ權限外ノコ

トヲ爲シ居ルコトヲ容易ニ聞知シ得ヘキ時默止シテ更ニ故障ヲ云ハサルトキハ暗ニ追認シタルモノト認ムルコトヲ得
會社カ明言シテ追認スル場合即チ總會ノ決議ニ依リテ追認スル場合ハ株式ノ發行、申込、賣買、又ハ讓與等ニ關スル取引ニ就キ多ク見ル所ニシテ右等ノ事柄ヲ實行スルニ方リ當ニ準據スヘキノ式ニ依ラサルモ取引者双方ニ於テ異議アラサル以上ハ其式ヲ缺キタルニモ拘ハラズ之ヲ以テ有効ナリトスルコトヲ得然レトモ若シ必要欠クヘカラサル式ヲ遵守セサルトキハ假令後日ニ於テ株主全体カ之ヲ有効ト認メント欲スルモ素ト有効タルコトヲ得サル取引ナルカ故ニ其追認ハ決シテ効アルヘキモノニアラス
是ヨリ追認ノ効果ヲ論スヘシ

追認ノ効果ヲ論スルニハ現ニ存在スル會社ノ爲メニ爲シタル契約又ハ取引ト未タ存在セサル會社即チ未來ニ於テ設立スヘキ會社ノ爲メニ取結ヒタル契約及ヒ取引トヲ區別セサルヘカラス其現ニ存在セル會社ノ爲メニ爲シタル取引ハ苟モ法律ニ背キ又ハ取締役ノ權限外ニ涉ラサル限りハ取締役之ヲ追認スルコトヲ得ヘシ之ヲ詳言スレハ最初會社ノ爲メニ取引ヲ爲シタル者カ相當ノ委任權ヲ有セサリシカ又ハ其他取引ヲ爲スニ當リ準據スヘキ式ヲ欠キタル場合ニ於テハ會社ハ其取引ニ依リ直ニ義務ヲ負フモノニアラサレトモ取締役之ヲ追認シタルトキ會社ハ之ニ依リ義務ヲ負フモノトス之ニ反シテ若シ其取引法律ニ違背スルカ又ハ取締役ノ權限外ニ涉ルトキハ取締役之ヲ追認スルコトヲ得ス

蓋シ取締役ノ權限外ニ涉ル取引ハ取締役ニ於テ特ニ代理人ニ命シテ之ヲ爲サシムルモ其取引ハ成立シ得ヘキモノニアラサルカ故ニ既ニ其取引ノ成リタル後之ヲ追認スルモ到底無効タルヘキハ理ノ當然ナレハナリ

又株主中一人ニテモ異議者アルトキハ會社カ行フコトヲ得サル所ノ取引ノ如キハ豫シメ各株主ノ意見ヲ聞キタル後ニアラサレハ決行スルヲ得サルモノナルカ故ニ若シ取締役ニ於テ專行シタル時ハ必ス無効タルヘキナリ然レトモ若シ其取引ノアリタル後總會ニ於テ一人ノ異議者モナク之ヲ追認シタルトキハ其追認ニ依リ有効トナルヘキナリ又假令總會ニ於テ明言シテ追認シタルニアラサルモ各株主カ悉其取引ノアリタルコトヲ知りナカラ永

ク故障ヲ云ハサルトキハ株主舉テ暗黙ニ追認シタリト認ムヘキ
カ故ニ是又有効ト爲ヌテ得ヘシ

未來ニ於テ設立スヘキ會社ノ爲メニ取結タル契約ニシテ會社設
立ノ後當然會社カ義務ヲ負フヘキモノニアラサルトキハ取締役
ニ於テ之ヲ追認スルコトヲ得サルナリ唯其取引ニ依リ生シタル
義務ヲ負フモノハ最初其取引ヲ爲シタル本人ニ止ルモノトス
スコット對貴族エルベリーノ訴訟ハ倫敦ユニオン銀行ノ役員某
ニ於テ「アール、エー、シー」鐵道會社ノ發起人ヲ相手取り起シタル訴
訟ニシテ被告ハ右鐵道會社ノ創立費ヲ支辨スル爲メ必要ノ金錢
ヲ倫敦ユニオン銀行ヨリ借入レ右鐵道會社カ借入ル、旨ヲ記載
シタル證書ヲ銀行ニ渡シ且ツ其借金ハ會社創立ノ後株金拂込ニ

依リ得タル金錢ヲ以テ辨償スヘシト約シ置キタリ其後鐵道會社
ハ特許ヲ得テ設立シ發起人カ同會社ノ取締役トナルニ及テ其會
議ニ於テ右金錢借入レノ取引ヲ追認セリ然ルニ同鐵道會社ハ株
式ヲ申込人ニ割賦セス株金ノ徵集ヲ爲サス又其事業ヲモ起サ
ルニ依リ遂ニ銀行ノ役員ヨリ其鐵道會社ノ發起人ノ一人ナル
貴族エルベリーニ對シテ訴ヲ起スニ至レリ此場合ニ於テ銀行ハ
右借金證書ニ記名シタル人ニ信用ヲ置テ貸渡シタルモノナルカ
故ニ其後ニ於テ取締役カ右取引ヲ追認シタルノ事實アルニモ拘
ハラス被告ハ辨償ノ義務ヲ免カルコトヲ得スト判決セラレタリ

第二節 會社自ラ默諾シタルトキ

凡ソ法律上默諾ニ依リ各人カ義務ヲ負擔スルト云フハ他人カ自

(第八編契約及私犯ニ依リ生スル義務)

〇 已ノ權利義務ニ關スル事柄ニ付キ取引ヲナサントスルコトヲ現ニ知リナカラ默止シテ故障ヲ容レサルノミナラス反テ其取引ニ依リ生スル所ノ權利ヲ得義務ヲ負擔スヘキコトヲ認諾シタルモノナリト推測スヘキ行爲アリタルカ故ニ其義務ヲ免カルコトヲ得スト爲スモノニシテ又假令他人カ其取引ヲ爲スコトヲ自分ハ現ニ知ラスト云フト雖モ其之ヲ知ラサルハ已ノ不注意ニ依ル場合ニ於テ右ノ如ク之ヲ認諾シタリト推測スヘキ行爲アルカ故ニ其義務ヲ免レサルヲ云フ

〇 夫レ此ノ如ク追認ト默諾トハ法律上ノ効果ニ於テ更ニ異ナラサルヲ以テ本人カ默視シテ故障ヲ云ハカリシハ即チ其取引ヲ承認スルノ意思ナリシコトヲ推測スルニ足ルヘキ事實アルニアラサ

レハ單ニ時日ノ經過シタル故ヲ以テ承認シタルモノト認ムルコトヲ得ス何トナレハ單ニ時日ノ經過シタル事實ハ取引ノ性質ヲ變更スルニ足ラスト云フハ法律ノ原則ニシテ最初義務ヲ負ハシムルニ足ラサル取引ハ其取引後如何ニ星霜ヲ重ヌルモ之ニ依テ其取引ノ性質ヲ變シテ本人ニ義務ヲ負ハシムヘキ取引トナスコトヲ得サレハナリナエルムスフオールド卿云ヘルコトアリ曰ク明カニ承諾シタルモノニアラサルカ故ニ無効ニ屬スヘキ取引ト雖モ本人カ永ク默視シタルノ事實ハ之ヲ默諾シタリトノ推測ヲ惹起スルニ有力ナル事柄ナリトス然レトモ他ニ本人ノ承諾ヲ推測スヘキ事實アラサル以上ハ單ニ其時日ノ經過シタルノ故ヲ以テ無効ノ取引ヲ有効タラシムルコトヲ得スト

又黙諾シタルモノナリトノ推測ヲ惹起スルニ充分ナル事實アル
 場合ニ於テ其承諾シタル事柄ノ區域如何ハ實際ニ於テ屢々問題
 トナル所ナリ然リ而シテ其區域ヲ決スルニ方リテハ左ノ定則ニ
 依ルヲ要ス

假令黙諾シタリト認ムヘキ證據ハ充分ナルモ其黙諾ハ本人カ
 現ニ知リ居リタルカ又ハ知リ居リタリト認ムヘキ事柄ニ止ル
 モノニシテ其聞知シタリト認ムヘカラサル事柄ニ及ホスモノ
 ニアラス

會社ノ役員カ其權限外ノ事ヲ爲シタル場合ニ於テ株主カ黙諾シ
 タルニ依リ負擔スヘキ所ノ義務ハ株主カ通知ヲ受ケタル事柄ニ
 止マルカ故ニ若シ其事ノ一部分ノミヲ株主ニ通知シ他ノ部分ヲ

隠蔽シタルトキハ株主ノ黙諾ハ有効ナル能ハサルナリ然リ而シ
 テ此通知ハ特殊ナル方法ニ依ルニ及ハス他ノ一般ノ事項ヲ報告
 スルト同一ノ方法ニ依リ株主全体ニ公ニスル以上ハ之ヲ以テ充
 分ナル通知ト爲スヲ得ヘシ其黙諾シ若クハ追認スヘキ事柄ニ付
 キ詳細ノ顛末ヲ株主全体ニ報告シタルニモ拘ハラズ若シ株主ニ
 於テ黙視シテ更ニ異議ヲ唱ヘサルトキハ之ヲ承諾シタルモノト
 推測セラルヘキナリ

是ヨリ如何ナル事柄ハ黙諾ニ依リ會社ニ義務ヲ負ハシムルコト
 ヲ得ヘキヤヲ述フヘシ

一、會社ノ遵據スヘキ式

會社ノ遵據スヘキ式ト雖モ若シ必要欠クヘカラサルモノニア

ラサレハ會社ハ強テ之ヲ遵守スルニ及ハサルモノナリ故ニ會社カ其式ヲ略スルコトヲ豫メ明言シテ承諾シタルニアラサルモ若シ默シテ之ヲ承認シタリト認ムヘキ事實アルニ於テハ其式ニ據ラサル取引ヲ有効ト爲スヲ得ヘキナリ

二、會社ノ役員又ハ代理人カ其委任權限外ノ事ヲ爲シタル時取締役又ハ代理人カ假令其委任權限外ノ事ヲ爲シタルニモセヨ若シ其爲シタル事柄ハ會社ノ權限内ニ屬スルトキハ會社ハ默諾ニ依リ其取引ニ付キ義務ヲ負フヘシ然レトモ會社カ之ヲ默諾シタリトナスニハ(一)取締役又ハ代理人カ委任權ナクシテ其事ヲ行フタル顛末ニ付キ會社全体ニ對シ充分ノ報告アリタルコト及ヒ(二)右取締役又ハ代理人ノ爲シタル事柄ノ性質及之

ニ依リ生スヘキ權利義務ノ關係ヲ會社及各株主ニ於テ現ニ知リ居リタルカ又ハ容易ニ取調ヘ得ヘキ事實アリタルヲ要ス

三、株主中一人ノ異議者アラサル場合ニ限り會社カ爲シ得ヘキ事柄ヲ豫メ各株主ノ意見ヲ聞カスシテ決行シタル時曩ニ説明シタルカ如ク會社カ通常爲シ得ヘカラサル事柄ニテモ若シ株主總体一致スルニ於テハ實行シ得ヘキモノアリ而シテ此ノ如キ事柄ハ假令一人タリトモ異議者アルニ於テハ之ヲ決行スルコトヲ得サルカ故ニ豫メ各株主ノ意見ヲ聞カサレハ其決行シタル事柄ヲ有効ト爲スヲ得サルナリ然レトモ豫メ各株主ノ一致アルニ於テハ之ヲ有効ト爲ス以上ハ各株主カ明言シテ一致シタルコアラサルモ若シ默シテ承諾ノ意ヲ表シタリ

ト認定スヘキ事實アルニ於テハ其取引ヲ有効ト爲シ以テ會社ヲシテ之ニ依リ義務ヲ負ハシムルコトヲ得ヘキナリ

第三節 役員ノ爲シタル追認及默諾

判事トルナル氏云ヘルコトアリ曰ク取締役カ會社ニ代リ行ヒ得ヘキ事柄ヲ他人カ行フタル場合ニ於テハ取締役之ヲ追認シ以テ會社ニ義務ヲ負ハシムルコトヲ得ヘシト是理ノ賭易キモノニシテ固ヨリ一點ノ疑ナシト雖モ此法理ノ適用ヲ詳ニセンカ爲メ茲ニ一ノ實例ヲ掲クヘシ

ルートル對電信會社ノ訴訟ニ於テ被告會社ノ定款ニ依ルニ取締役ハ會社ノ事務ヲ悉ク處理シ且會社全体ニ屬スル一切ノ權利ハ取締役代之ヲ行フコトヲ得ルモノトセリ然レトモ或金額ヲ超

過スル契約ヲ取結フ場合ニ於テハ其契約ヲ記載シタル書面ニ取締役三名以上ノ記名アルカ又ハ取締役會議ノ決議ヲ得タル後會社ノ印章ヲ押捺スヘキ規定ナリシカ或時被告會社ノ社長ハ本訴ノ原告ト契約ヲ結ヒ其契約ハ會社ノ帳簿ニ記載セシメタレトモ取締役三名ノ記名ヲ得ス又會社ノ印章ヲ押捺シタル証書モアラサリシ然ルニ原告ハ其契約ヲ履行シ且會社ヨリ其契約ニ基キ代金ヲ受取り會社ニ於テモ亦其仕拂ヲ爲シタルコトヲ會計簿ニ記入セリ此場合ニ於テ各取締役ハ其契約ノ成行ヲ承知シ仕拂ヲ正當ト認メタルヲ以テ其取引ハ取締役ノ追認シタル所ナリト判決セラレタリ

爰ニ取締役ノ追認又ハ默諾ニ關シ注意スヘキコトハ取締役等ハ

(第八編契約及私犯ニ依リ生スル義務)

會社ノ利益ヲ圖リ誠實ニ其職務ヲ盡スヘキ義務アルカ故ニ其追認又ハ默諾ニシテ善良ノ意思ニ出サルトキハ之ヲ以テ有効ト爲スヘカラサルコト是ナリ取締役等ハ已レヲ利益スルノ目的ヲ以テ會社ノ名義ヲ冒シテ契約ヲ取結フコトヲ得サルノミナラス他人ニ利益ヲ與ヘテ會社ニ損耗ヲ被ラシムルカ如キ契約ヲ取結フコトヲ得サルナリ故ニ此ノ如キ不當ノ契約ヲ追認シ若クハ默諾スルコトヲ得サルハ明瞭ニシテ取締役ヨリ株主總會ノ追認若クハ承諾ヲ求ムル場合ニ於テモ誠實ニ詳細ノ事實ヲ報告シ以テ總會ヲシテ輕卒ニ追認セシメ若クハ暗黙ノ間ニ承諾ノ意ヲ表セシムルカ如キコトアルヘカラス

第三章 全ク會社ノ權限外ニ渉ル取引又ハ各株主ノ一

致アルニアラサレハ實行スヘカラサル取引ヲ

決行シタル場合ニ於テ生スヘキ義務ヲ論ス

第一節 全ク會社ノ權限外ニ渉ル取引

凡ソ會社カ契約又ハ其他ノ取引ニ依リ義務ヲ負フハ其權限内ニ於テ行フコトヲ得ヘキ契約又ハ取引ヲ爲シタル場合ニ限ルモノニシテ其權限外ニ渉ル契約ノ如キハ到底契約トシテ義務ヲ生スヘキモノニアラス又其契約ヲ以テ有効ト爲サ、ルモ決シテ他人ニ不慮ノ損害ヲ蒙ラシムヘキ理ナシ何トナレハ會社ハ未丁年者又ハ有夫ノ婦ト均シク其契約上ノ能力ニ於テ制限アルモノニシテ其制限アルコトハ各人ノ當ニ了知スヘキ事柄ナルヲ以テ若シ會社ノ契約上ニ於ケル能力如何ヲ顧ミス會社ト契約ヲ爲シ其

權限外ニ涉ルカ爲メ損害ヲ被ル者アルモ其損害ハ契約者カ已レノ不注意ニ依リ自ラ招キタル損害ニ外ナラサルヲ以テ其契約者ハ固ヨリ法律上不慮ノ損害ヲ蒙リタルモノト爲スヘカラサルヤ明ナリ今此点ニ付キ一例ヲ掲ケンニ或建築會社ノ取締役ハ該會社ノ規則ニ依リ會社ノ爲メニ金錢ヲ借入ル、ノ權ナキニモ拘ハラス同會社ノ株主ニ其株式ヲ抵當トシテ金錢ヲ貸渡サンカ爲メ他人ヨリ金錢ヲ借入レタリ此場合ニ於テ貸主ヨリ會社ニ對シ訴ヲ起スニ及テ判事ツッファルド氏ハ判決ヲ下シテ曰ク右取締役カ會社ノ名義ヲ以テ金錢ヲ借入レタルノ所爲ハ會社ノ權限外ニ涉ルモノニシテ會社ハ其借入レタル金錢ニ依リ已レヲ利益シタルノ證據アラサルカ故ニ債主ハ會社ニ對シテ何等ノ請求權アルモ

ノニアラスト

右ニ述ブルカ如ク會社ノ契約若シ其權限外ニ涉ルトキハ會社ハ其契約上義務ヲ負擔スルモノニアラサルカ故ニ會社ヲシテ其契約ヲ履行セシムルコトヲ得サルナリ然レトモ其契約ニ依リ會社カ他人ヨリ得タル所ノ利益ハ之ヲ辨償セサルヘカラス何トナレハ契約ヲ取結フ所ノ能力アラサル未丁年者、白痴、瘋癲ノ如キモノト雖モ他人ト契約ヲ結ビ之ニ依リ已ヲ益シタルトキハ其享有シタル利益ハ之ヲ辨償スルノ義務ヲ免カレサルモノナレハナリ故ニ若シ會社ノ權限外ニ涉ル契約ニ依リ會社カ其契約ノ對手方ヨリ物品ヲ受取リタルカ又ハ金錢ヲ借入レタルカ又ハ其他ノ方法ニ依リ會社カ利益ヲ獲得シタルトキハ其契約ニ付テハ義務ヲ負

擔スルコトナシト雖モ其領得シタル利益ヲ賠償スルノ義務ハ免カルヘカラサルナリ左ニ例ヲ掲ケテ其理由ヲ説明セム
 或生命保險會社カ海上保險ノ申込ヲ承諾シタリシニ其會社カ解散スルニ及テ被保險人ハ其保險金額ヲ會社ニ對シ請求セリ然ルニ同會社カ海上保險ヲ爲シタルハ其權限外ノ取引ニシテ無効ナルカ故ニ被保險人ハ保險金額ヲ要求スルノ權アル者ニアラス然レトモ其保險料トシテ會社ニ拂込ミタル金額ハ之ヲ取戻スノ權アルモノト判決セラレタリ此判決ノ理由トシテ判事ペーシウヱド氏云テ曰ク同會社カ海上保險ヲ爲スノ權ナキ以上ハ其被保險人ヨリ保險料トシテ拂込ミタル金額ハ同會社ニ於テ理由ナクシテ受取りタルモノト謂サルヘカラス然リ而シテ同會社ノ取締役ハ海

上保險證書ヲ發行スルノ權ナシト雖モ會社ニ代リテ金錢ヲ受取り又會社ノ利益ノ爲メ適宜ノ方法ニ之ヲ使用スルノ權アルモノナリ左レハ會社カ現ニ被保險人ヨリ受取りタル金額ハ之ヲ還附セサルヘカラサルハ明白ナリト

又會社ハ其權限外ニ渉ル取引ニ付直接ニ利益ヲ受ケタル場合ニ於テ之ヲ辨償スルノ義務アルノミナラス其權限外ノ取引ニ依リ間接ニ己ヲ益シタル場合ニ於テモ亦之ニ依リテ領得シタル利益ハ賠償セサルヘカラサルモノトス

英國ニ於テ日耳曼鑛業會社ト稱スル一ノ合本會社ヲ組織シタルモノアリシニ同會社ノ定款ニ依レハ資本金額ハ五万磅ト定メ取締役ハ新ニ株式ヲ發行シテ以テ資本金ヲ増加スルノ權ヲ有シタ

レトモ一切會社ノ爲メニ金錢ヲ借入ル、ノ權ヲ有セザリシナリ
 然ルニ最初募集シタル株金悉皆拂込済トナリタルトキ實際資本
 金不足ナルカ爲メ、虻夫ノ賃錢ヲ拂渡スコトヲ得ザリシノミナラ
 ス別ニ負債ヲ生シタリ是ニ於テ取締役ハ會社ノ爲メ此等ノ仕拂
 ヲ爲スニ必要ナル金錢ヲ或ル株主ヨリ借入レ尙又同會社ノ事業
 ヲ繼續スルニ必要ナリシヲ以テ取締役自ラ保証人トナリテ或銀
 行ヨリ金錢ヲ借入レ其後會社ニ代リテ其負債ヲ辨償セリ然ルニ
 會社カ解散條例ニ照シ解散ヲ命セラレ取締役カ其代償シタル金
 額ノ支辨ヲ會社ニ要求シタリシニ裁判所ハ判決ヲ下シテ曰ク取
 締役カ會社ノ爲メニ金錢ヲ借入レタル所爲ハ取締役越權ノ所爲
 ニ係ルヲ以テ其金錢貸借ノ契約ハ會社ニ對シ有効ナル能ハスト

雖モ右取締役カ借入レタル金錢ニ依リ會社カ大ニ利益ヲ受ケタ
 ルコトハ既ニ明白ニシテ若シ取締役カ金錢ヲ借入レ以テ會社ノ
 負債ヲ仕拂ハサリシナレハ同會社ノ鑛山ハ其國ノ法律ニ依リ差
 押ノ處分ヲ受クヘキモノナリ然ルニ今日ニ至ルマテ其事業ヲ繼
 續シ得タルハ即チ取締役カ同銀行ヨリ金錢ヲ借入レタルニ因ラ
 スンハ非サルナリ左レハ會社カ取締役ノ代償シタル金額ヲ支辨
 スルノ義務ヲ免カル可ラサルハ當然ノ理ナリト
 ノルウ^キッチ織物會社ニ係ル訴訟ニ於テハ該會社ノ取締役ハ當ニ
 會社ノ爲メニ金錢ヲ借入ル、ノ權ヲ有セザリシノミナラス同會
 社ノ定款第五十三條ハ故ラニ明文ヲ掲ケテ「取締役ニ於テ會社ノ
 爲メニ物品ヲ買入ル、トキハ實際差支アル場合ヲ除クノ外必ス現

金ヲ以テ代價ヲ仕拂ハサルヘカラス但シ現金ヲ以テ仕拂ハサルハ會社ノ利益ナルコト判明ナルトキハ此限リニアラスト規定セリ故ニ同會社ハ可成取締役ヲシテ會社ノ爲メニ負債ヲ起サシメサルノ趣意ナリシコトハ疑ヲ容レサルナリ然ルニ同會社ノ取締役ハ會社ノ營業上必要ナルニ依リ遂ニ多額ノ負債ヲ起スニ至レリ而シテ同會社ノ資本盡キ會社解散スルニ及テ裁判所ハ判決ヲ下シテ曰ク本會社ノ定款ニ依ルニ株主ノ責任ハ各自所有ノ株金ニ止マルモノニアラス故ニ取締役ハ會社ノ負債ヲ辨償スルニ必要ナル金額ハ各株主ニ對シ徵收スルノ權アリト又ラウンデス、對ガルネット及モヅレ一金坑會社ノ訴訟モ亦右織物會社ニ係ル訴訟ト同一ノ趣意ヲ以テ判決ヲ下シタルモノナリ被告會社ハ英

國ノ千八百四十四年ノ合本會社條例ニ依リ設立シタルモノニシテ其金錢ヲ借入ルヘキ方法ハ其定款中ニ明ニ規定シアリタリ然ルニ其規定ニ反シ取締役ノ一人ハ會社ノ事業經理ノ爲メ必要ノ金額ヲ振替ヘタリ其後千八百五十六年ノ合本會社條例發布セラシムルニ及テ該條例ニ遵ヒ有限責任會社トシテ登録ノ手續ヲ履行シ問モナク會社ハ自ラ任意ノ解散ヲ爲セリ此訴訟ニ於テ判事ヘ一シウッド氏ハ判決ヲ下シテ以テ他ノ債主ノ要求金額ヲ會社ノ遺産中ヨリ悉ク仕拂フタル後尙ホ其遺産ニ剩餘アルトキハ右取締役ハ其振替タル金額ノ辨償ヲ受クルノ權アルモノト爲シ其判決ノ理由ヲ説明シテ曰ク會社ノ事業ヲ繼續スルニ必要ノ金額ナク又金錢ヲ借入ルヘキ手段既ニ盡キタルトキハ取締役ハ會社ノ

事業ヲ直ニ停止スルカ又ハ之ヲ繼續シテ其必要ノ費用ヲ自ラ振替ヘルカ此兩者ノ中必ス一ニ出テサルヘカラス然レトモ取締役ノ手許ニ金錢アラサルトキハ直ニ會社ノ事業ヲ停止スヘシトスルカ如キハ固ヨリ會社ノ欲スル所ニアラサルヘシ又之ヲ欲スルニ於テハ定款ヲ以テ明ニ之ヲ規定セサルヘカラス其何等ノ規定アラサル以上ハ必要ノ金額ヲ振替ヘ會社ノ事業ヲ繼續シ以テ各株主ヲシテ其費用ニ對シ共同ニ辨償ノ義務ヲ負ハシムルハ取締役ノ隨意タルヘキナリト

第二節 各株主ノ一致ヲ俟テ實行スヘキ取引

各株主ノ一致ヲ俟テ實行スヘキ取引ト稱スルハ株主中一人ノ異議者アラサルコト明瞭ナルニ於テハ會社ノ權限内ニ屬スルモノ

トナスト雖モ若シ一人ニテモ同意セサル者アルトキハ會社ノ權限外ニシテ有効ナル能ハサルモノナリ故ニ一言以テ之ヲ云ヘハ或場合ニ於テ有効ニシテ或場合ニ於テ無効ナル取引ナルヲ以テ本節ニ於テ述フル所ノモノハ會社法ノ一大難問ニシテ實際ノ訴訟ニ於テ爭點此一問題ニ歸スルコト甚タ多シトス

此ノ如キ取引ノ性質如何ヲ先ツ第一着ニ論述スヘシ

- 一、純粹ニ會社ノ權限外ニ屬スル取引ハ到底此種ノ取引タルコトヲ得ス何トナレハ純粹ニ會社ノ權限外ナル取引ハ假令如何ナル場合ニ於テモ單ニ株主全体ノ一致アリタルノ故ヲ以テ會社ノ權限内ナリト主張スルコトヲ得ヘキモノニアラサレハナリ

二、現在會社ノ設立書類及ヒ内規ニ依リ當然會社ノ權限内ニ屬スル取引ハ又此種ノ取引タルコトヲ得ス何トナレハ現在ノ規定ニ依リ會社ノ權内ニ屬スル取引ハ各株主ノ一致ヲ俟タス取締役ニ於テ之ヲ專行スルカ又ハ假令株主總會ノ決議ヲ要スルモノト雖モ單ニ多數決ヲ以テ充分ト爲スモノナレハナリ

右二條ノ定則ニ依リテ之ヲ見レハ會社カ現ニ有スル權限内ニ於テ實行スヘカラサル取引ニシテ各株主ノ合議ヲ俟テ始メテ之ヲ實行スルノ能力ヲ會社カ獲得シ得ヘキ場合ニ於ケル取引ニアラサレハ本節ニ於テ論スル所ノ取引ト爲スコトヲ得サルナリ今此ノ如キ取引ノ重要ナル例ヲ擧クレハ即チ左ノ如シ

- 一、會社ノ定款又ハ其他設立書類ヲ以テ各株主ニ保證シタル權利ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキハ凡テ各株主ノ一致ヲ俟テ決行スヘキモノトス何トナレハ設立書類ニ依リ各株主カ有スル所ノ權利ハ各株主ノ意ニ反シテ多數決ニ依リ之ヲ廢滅シ若クハ變更シ得ヘキモノニアラサレハナリ
- 二、會社ノ權限外ニ渉ル契約ニシテ若シ各株主ニ於テ異存アラサル以上ハ有効ト爲スヘキモノナルトキハ其契約ヲ有効ト爲スト否トハ各株主ノ意存ニ一任スヘキモノナルカ故ニ其契約ハ各株主ノ一致ヲ俟テ有効ト爲スヘキモノトス
- 三、會社ノ設立書類ニ依リ株主總會ノ決議ヲ以テ會社ノ權限ヲ擴張スルコトヲ許シタル場合ニ於テ其權限ヲ擴張シタル後ニア

ラサレハ會社ノ權限内ニ屬セサル取引ヲ總會ノ決議ヲ俟タスシテ行フタルトキハ其取引ヲ爲シタル後ニ於テ各株主カ悉ク一致シテ其取引ヲ追認スルニアラサレハ之ヲ有効ト爲サ、ルナリ何トナレハ假令會社ハ株主ノ多數決ニ依リ其權限ヲ擴張スルコトヲ得ルモノナルニモセヨ其取引ノアリタル當時ノ規定ニ依レハ該取引ハ會社ノ權内ニ屬セサルヲ以テ各株主ハ其意ニ反シテ會社權限外ノ取引ヲ有効ト見做スヘキ義務アラサルヲ以テナリ各株主ノ一致ヲ俟テ有効ト爲スヘキ取引ノ性質ハ右三個ノ例ニ依リ既ニ判然タルヘシト雖モ實際ニ於テ如何ナル取引ハ各株主ノ一致ヲ要スルカヲ詳ニセンカ爲メ左ニ又タ數個ノ例ヲ掲グヘシ

一、何等ノ報酬ヲ得シテ會社ノ財産ヲ他人ニ讓與シ又ハ他人ニ對シ物品若クハ金錢ヲ要求スルノ權ヲ拋棄スルコト
會社ノ資産并ニ會社カ他人ニ對シ物品若クハ金錢ノ仕拂ヲ要求スルノ權利ハ皆株主全体ノ利益トナルヘキモノニシテ會社カ報酬ヲ得シテ其財産ヲ他人ニ讓與シ又ハ要求權ヲ拋棄スルトキハ間接ニ株主ニ損耗ヲ蒙ラシムルモノナルカ故ニ此ノ如キ取引ハ各株主ノ承諾アルニアラサレハ有効タルコト能ハサルナリ

二、會社ノ會計事務取扱上ノ取引

金錢ヲ借入レ若クハ流通證書ヲ發行スルノ權アル會社ニシテ金錢ヲ借入又ハ手形ヲ振出シタルトキハ其有効ナルハ固ヨリ論

ヲ俟タスト雖トモ設立書類ノ明文ニ依リ又ハ暗黙ニ之ヲ許サレタルニアラサル會社カ右等ノ取引ヲ爲シタル場合ニ於テ其効力果シテ如何アルヘキ耶惟フニ其取引ハ會社ノ許サレタル限リニアラサルヲ以テ事務員等ノ擅斷ヲ以テ之ヲ行フヲ得サルハ勿論縱令株主多數ノ決議アルニモセヨ株主少數ノ意ニ反シ之ヲ行フコトヲ得サルヘキナリ然レトモ此ノ如キ取引ヲ爲スノ權ヲ會社ニ與ヘント欲スルトキハ發起人ハ會社ノ定款等ニ明文ヲ掲ケテ容易ニ會社ヲシテ此權ヲ有セシムルコトヲ得ルモノナリ左レハ右等ノ取引ノ性質上ヨリ考フルモ單ニ明文ヲ掲ケテ之ヲ會社ニ許サ、ルノ事實ハ明文ヲ掲ケテ之ヲ禁シタルト同一視スヘカラサルハ勿論ナリ故ニ若シ株主全体ノ一

致ヲ以テ會社カ金錢ヲ借入レントスルトキハ之ヲ以テ不當ト爲スヘキ理アラサルナリ然レトモ豫メ各株主一同承諾シタルニアラサル以上ハ假令株主中一人タリトモ異議者アルトキハ會社ハ之ヲ實行スルコトヲ得ス又會社カ其債主ニ保證物ヲ預ケントシ又ハ流通證書ヲ發行シ若クハ其裏書人トナリテ義務ヲ負擔スルカ如キハ豫メ定款等ヲ以テ取締役ニ委任セサル以上ハ株主全体ノ一致ヲ俟テ行フヘキモノニシテ若シ株主中一人ノ異議者ナキニ於テハ會社ハ之ヲ行フコトヲ得ヘキナリ

三、株式ノ發行、返還、取消又ハ沒收ニ關スル事項

會社カ單ニ株主ノ合議一致ニ依リ隨意ニ資本金額ヲ増減スルコトヲ得サルハ曾テ述ヘタル如クナレトモ資本金額ヲ増減ス

ルノ結果ヲ生セサル限リハ其株式ヲ如何ニ處分スルモ全ク會社ノ權内ナリト云ハサルヘカラス左リナカラ會社ノ設立書類ニ照シ其權限内ニアラサル事ヲ行フニ當リテハ固ヨリ株主ノ多數決ヲ以テ少數ノ意見ヲ壓倒スルコトヲ得サルカ故ニ若シ設立書類ニ依リ株式ノ沒收ヲ許サ、ル場合ニ於テ特ニ之ヲ沒收シテ新ニ同價額ノ株式ヲ發行セントスルカ如キコトアラハ株主各自ノ一致アルヲ要ス

以上列舉シタル數例ニ依リ各株主ノ一致ヲ俟テ會社カ行ヒ得ヘキ取引ノ性質ハ略ホ明瞭ナルヘシト雖モ更ニ會社ノ能力ヨリ論及シテ本章第一節ニ於テ述ヘタル取引ト本節ノ取引トノ別ヲ説明セム

凡ソ會社ノ能力ハ之ヲ分テ主的、客的ノ二種ト爲スヲ得ヘシ主的、ハ能力トハ會社カ其設立ノ目的タル事柄ヲ爲スハ權力ヲ云フ例ヘハ鐵道會社カ鐵道ヲ布設シ乗客荷物ヲ運搬スルカ如キ又運河會社カ運河ヲ修築シ以テ船舶ヲ通行セシムルカ如キ皆其本目的タルヲ以テ會社カ之ヲ行フハ則チ其主的能力ノ内ナリトス又客的、ハ能力トハ會社カ其事業經營ノ上ニ於テ會社設立ノ目的ヲ達スヘキ手段ニ屬スルコトヲ爲スハ權力ヲ云フ例ヘハ硝子製造販賣會社ハ硝子ノ製造及ヒ販賣ヲ以テ目的トスルモ其本目的ヲ達スルニハ商店ヲ開設スルノ必要モアルヘク又輸出事業ニ從事スル會社ハ物品ヲ海外ニ輸送シ販路ヲ求ムルヲ以テ目的ト爲スト雖モ輸出品ヲ運送スル爲メ船舶ヲ雇入ル、コトモアルヘシ此等

ハ皆會社カ其本目的ヲ達スルノ手段トシテ爲ス所ノ事柄ナルヲ以テ設立書類ニ於テ會社ノ能力ヲ規定スルニ方リテハ會社ハ是等ノ事ヲ爲スヲ得ヘシトノ明文ヲ掲クルヲ常トス然リ而シテ會社カ其目的タル事業ノ範圍以外ニ出テ、事ヲ爲サントスルトキハ、主、的、能、力、外、ノ、事、ヲ、爲、サ、ン、ト、ス、ル、モ、ハ、ニ、シ、テ、是、法、律、ノ、許、サ、イ、ル、所、ナ、リ、之、ニ、反、シ、其、目、的、ヲ、達、ス、ル、ノ、方、法、ニ、至、リ、テ、ハ、假、令、設、立、書、類、ニ、明、記、シ、タ、ル、モ、ノ、ニ、ア、ラ、サ、ル、モ、若、シ、特、ニ、之、ヲ、禁、ス、ル、ノ、明、文、設、立、書、類、中、ニ、ア、ル、カ、又、ハ、設、立、書、類、ハ、暗、ニ、之、ヲ、禁、シ、タ、ル、モ、ノ、ナ、リ、ト、看、認、ム、ヘ、キ、場、合、ヲ、除、ク、ノ、外、ハ、各、株、主、ノ、一、致、承、諾、ヲ、得、ル、ニ、於、テ、ハ、法、律、ハ、之、ヲ、以、テ、不、法、ナ、リ、ト、ス、ル、コ、ト、ナ、ク、必、ス、其、行、ヒ、ム、取、引、ヲ、以、テ、有、効、ト、爲、ス、モ、ノ、ナ、リ、

夫レ會社ナルモノハ或確定シタル事業ニ従事スル爲メ設立ヲ許サル、モノナリ故ニ銀行ハ銀行事業以外ノ事ヲ爲スコトヲ得ス、鉄道會社ハ鐵道事業ニ従事セサルヘカラス、汽船會社ハ航海事業ニ従事セサルヘカラサルカ如ク各會社ノ従事シ得ヘキ營業ニハ必ラス確定シタル範圍アルモノナリ然レトモ各會社カ事業ニ従事スルニ當リテハ之ヲ經營スルノ方法ナカルヘカラス會社カ代理人ヲ任命シ又ハ金錢ヲ受取り若クハ之ヲ仕拂ヒ又ハ其事務所ヲ開設スルカ如キ皆是會社設立ノ目的ニアラスト雖モ其事業ヲ經理スルニ必要ノ方法ニシテ其目的ヲ達スルノ手段ナリトス然リ而シテ若シ會社ニ於テ其本目的タル事業ヲ行フニ便利タルヘキ一切ノ方法手段ヲ採用セント欲セハ設立書類ヲ以テ之ヲ明示

スルコトヲ得ヘキナリ故ニ各會社カ其目的ヲ達スル爲メ採用スルキ方法ニ至テハ法律ハ決シテ狹隘ナル制限ヲ設クルモノニアラス却テ其手段ノ如キハ各會社ニ一任シ唯其從事スヘキ營業ノ範圍ヲ明確ナラシメ以テ曖昧模糊ノ間ニ會社カ營業外ノ事ヲ爲サントスルヲ防止スルヲ以テ目的トスルモノナリ故ニ鐵道會社ニシテ流通証書ヲ發行シ又ハ鑛業會社ニシテ金錢ヲ借入ルカ如キコトアリテ假令其普通ノ客的能力外ニ出ツルコトアルモ若シ其會社ノ行フタル所爲ニ對シ株主中一人モ異議ヲ唱フル者アラサルトキハ法律ハ敢テ之ヲ以テ無効ト爲スモノニアラス何トナレハ是等ノ事柄ハ會社カ營業上金錢ノ必要アルニ依リ其本目的タル事業ヲ維持スル爲メ適宜採用スル手段ナレハナリ

是ヨリ會社カ各株主ノ一致ヲ俟ダスシテ其普通ノ客的能力外ノ取引ヲ爲シタル場合ニ於テ其取引ノ効果如何ヲ論述スヘシ

一、各株主ニ對スル効力

各株主ノ一致ヲ俟テ實行スヘキ取引ヲ株主總會ノ多數決ニ依リ又ハ事務員ノ擅斷ヲ以テ行フタルトキハ其取引ニ對シ異議ヲ抱ク所ノ株主ハ會社ニ對シ故障ヲ云立ツルコトヲ得ルハ勿論ニシテ若シ會社ト取引シタル對手方ニ於テ該取引ノ實行ヲ求ムルトキハ之ヲ抵拒スルノ權アルモノナリ然レトモ株主ニ於テ其取引ノアリタルコトヲ聞知シナカラ默視シテ故障ヲ容レサルトキハ之ヲ承認シタリト認メラルカ故ニ若シ契約ノ對手方ニ對シ其取引ノ有効ナラサルコトヲ主張セント欲セハ

速ニ故障ヲ云ハサルヘカラス
二、會社全体ニ對スル効力

會社ノ普通客的能力外ノ取引ハ會社ニ對シ果シテ有効ノ取引ナルヤ否ヤハ一大難問ニシテ學者ノ説ク所區々ニ分レ孰レモ簡明ナル説明ヲ下シタルモノアラサルカ如シ然レトモ法理ニ基キ本問ヲ決スルトキハ左ノ如ク答フルノ外アラサルヘシト信ス

會社ハ其客的能力外ニ涉ル契約ヲ履行スルヲ拒ムコトヲ得ヘシ然レトモ若シ其契約ノ相手方ニ於テ縱令該契約ノ一部分タリトモ現ニ之ヲ履行シタルトキハ會社ハ其契約ヲ取消スコトヲ得ス

右規定ノ第一段ニ對シテハ疑ヲ抱ク者アラサルヘシト雖モ其第二段ニ至テハ聊カ説明ヲ加フルノ必要アルヘシ試ニ會社ト契約ヲ取結ヒタル者既ニ其契約ヲ履行シ終リタリト假定セン此場合ニ於テ會社ハ果シテ其契約上當サニ履行スヘキノ義務ヲ免カルコトヲ得ヘキ耶自ラ其契約ヲ取結フノ能力アルモノト認メ既ニ對手方カ契約ヲ履行シタル後ニ於テ會社カ其權限外ニ涉ルヲ口實トシテ其契約ヲ無効ナリト主張スルカ如キハ固ヨリ當テ失スルモノト云ハサルヘカラス何トナレハ株主ノ多數カ少數ノ意見如何ニ拘ハラズ會社全体ノ名義ヲ冒シテ其契約ヲ取結ヒタルハ其過失ニシテ右少數ノ株主カ其取引ニ對シ故障ヲ云ハサルニモ拘ハラズ其契約ヲ取結フコトヲ可決シタ

ル多數ノ株主カ却テ自ラ之ヲ會社ノ權限外ナリト主張スルカ如キハ商業上ノ德義ニ背反スルノ最モ甚シキモノナレハナリ故ニ各株主ノ一致ヲ得ルニ於テハ會社ノ權内タルヘキ契約ヲ會社カ株主ノ多數決ニ依リ取結ヒタルカ又ハ事務員カ此ノ如キ契約ヲ取結ヒタルトキ株主中ヨリ會社若クハ其對手方ニ對シ故障ヲ容レサル以上ハ對手方カ契約ヲ履行シタル後ニ於テ會社ノ名義ヲ以テ之レカ取消ヲ求ムルコトヲ得サルハ理ソ然ラシムル所ナリ然レトモ若シ會社ト契約ヲ取結ヒタル對手方カ單ニ其契約ノ一部分ノミ履行シタルトキハ該契約ノ効力果シテ如何アルヘキ耶若シ該契約ヲ以テ會社ハ無効ナリト主張スルコトヲ得サルモノナリトセハ對手方ハ會社ニ對シ強テ契

約ノ履行ヲ求ムルヲ得ヘク又假令契約ヲ實行セシムルコトヲ得サルニモセヨ其違約ニ依リ生シタル損害ノ賠償ヲ求ムルノ權アルヘキナリ此点ニ付キ特ニ判決ヲ下シタル實例ハ英米ノ判決録中未ダ之ヲ見サルナリ然レトモ前段ノ理由ヲ推シテ之ヲ考フレハ對手方ニ於テ單ニ契約ヲ履行スルノ準備ヲ爲シタルニ止マラス既ニ契約ノ一部分ヲ履行シタルトキ會社カ默視シテ其取消ヲ求メサルトキハ會社ハ其契約ヲ以テ無効ナリト主張スルコトヲ得サルヘキナリ

三、右ノ如ク會社全体ノ名義ヲ以テ契約ノ取消ヲ求ムルコトヲ得サル場合ニ於テ其之ヲ承諾セサル株主ハ果シテ如何ナル權利ヲ有スヘキ乎

(第八編契約及私犯ニ依リ生スル義務)

右ノ如キ取引ヲ承諾セサル株主其契約アルコトヲ聞知シタルトキハ直ニ故障ヲ容レ以テ契約ヲ取消サシムルコトヲ得ヘキナリ何トナレハ假令株主ノ多數カ之ヲ承認シタルニ依リ會社其者ハ之ヲ無効ナリト主張スルヲ得サルニモセヨ異議アル株主ハ多數決ニ壓倒セラレテ會社ノ能力外ノ取引ヲ有効ト認ムヘキ義務アルモノニアラサレハナリ

四、役員等ニ對スル効力

各株主ノ一致ヲ得ルニアラサレハ會社ノ能力内ニ屬セサル契約ヲ役員等カ取結ヒタル場合ニ於テ其契約ハ役員ニ對シ如何ナル効力アルヘキカハ爰ニ論述スヘキコトナレトモ役員カ會社ノ權限外ニ渉ル取引ヲ爲シタルトキ其負擔スヘキ義務ニ關

シテハ第九篇ニ於テ詳述スル所アルヲ以テ茲ニ之ヲ畧ス

第四章 會社カ私犯ニ依リ負擔スヘキ義務ヲ論ス

第一節 會社ハ果テ私犯上ノ責任ヲ有セサル乎

私犯ニ對スル責任トハ他人ノ權利ヲ害スヘキ所爲ヲ行フタルカ又ハ當サニ行フヘキノ所爲ヲ行ハサルニ依リ他人ノ權利上損害ヲ及ホシタルトキ之ヲ賠償スルノ義務アルヲ云フ然リ而シテ會社ナルモノハ或確定シタル目的ヲ達スル爲メ設立セラル、モノナレハ會社カ他人ノ權利ヲ害スヘキ所爲ヲ行ヒ又ハ其義務トシテ行フヘキコトヲ行ハサルニ依リ他人ニ損害ヲ蒙ラシムルカ如キハ其能力外タルヘキヲ以テ會社ハ此等ノ私犯ニ對スル責任ヲ帶フルモノニアラスト論スル者アリ是實ニ然ルカ如シト雖モ未

其皮相ノ見タルヲ免カレヌ其推論ノ誤謬ハ會社カ私犯的ノ所爲
 ヲ行フタルハ則チ其設立ノ目的トシテ之ヲ行フタルモノナリト
 速斷スルニ在リ會社カ其正當ナル目的ヲ達スル爲メ營業ノ範圍
 内ニ於テ事ヲ爲シテ他人ノ權利ヲ害スルコトナシトセス又會社
 ノ役員若クハ代理人カ其委任權ノ範圍内ニ屬スル事ヲ行フニ當
 リ其不注意等ニ因リ他人ニ損害ヲ蒙ラシムルコト亦之ナキニア
 ラサルヘシ然ルニ尙ホ右ノ論法ニ依リ之ヲ論スルトキハ普通ノ
 一個人カ他人ヲ代理人ト爲シ或權限内ノ事ヲ行ハシムル場合ニ
 於テ私犯ヲ行フカ如キハ本人ノ委任シタルノ限ニアラサルヲ以
 テ如何ナル場合ニ於テモ本人ハ代理人ノ私犯ニ對シ責任ヲ帶フ
 ルコトナシト云ハサルヲ得サルヘシ然ルニ或場合ニ於テ法律カ

代理人ノ私犯ニ對シ本人ヲシテ損害賠償ノ責ニ當ラシムル所以
 ノモノハ代理人カ其委任權内ノ事ヲ爲シツ、他人ノ權利ヲ害ス
 ルコトアルカ故ナリレンザヤル對、グレート、ウエスタルン鐵道會社
 ノ訴訟ニ於テコッテンハム卿云ヘルコトアリ曰ク「無形人タル會
 社其者ハ詐欺ヲ行フコトヲ得サルヘシ然レトモ鐵道事業ニ從事
 スルカ又ハ其他ノ營業ヲ行フ爲メ會社ヲ設立シタルトキハ會社
 ハ其目的ヲ達スル爲メ有形的ノ人即チ普通ノ人ヲ以テ其事務ヲ
 執ラシメサルヘカラス若シ其普通人ニシテ會社ノ代理人トシテ
 他人ト取引ヲ爲スニ當リ詐欺ヲ以テ論スヘキ陳述ヲ爲スコトア
 レハ其本人タル會社ハ普通ノ一個人カ代理人ヲ使用スル場合ニ
 於ケルト均シク損害賠償ノ義務ヲ免カルヘカラサルハ論ナキノ

ミ下又判事アール氏カグリーン對倫敦乘合馬車會社ノ訴訟ニ於テ論辨中ニ謂ヘルコトアリ曰ク會社ノ代理人ニ於テ其會社ノ目的範圍内ニ屬スルコトヲ爲スニ當リ私犯的ノ所業ヲ爲シタルトキ會社ニ對シ私犯ノ訴ヲ起スコトヲ得ヘキハ數多ノ判決例ニ徴シテ明ナリト又費府鐵道會社對グイグレーノ訴訟ニ於テ合衆國高等裁判所ノ下シタル判決文ヲ見ルニ被告答辨ノ要領ハ被告ハ鐵道會社ニシテ其設立條例ヲ以テ特ニ許與セラレタル權限内ノ事ヲ爲スノ能力アルニ止マリ其權限外ノ事ニ至リテハ假令之ヲ爲サントスルモ到底之ヲ爲ス能ハサルモノナリ又被告ハ法律上特ニ一個人ト看做サルニ止マリ決シテ有形ノ人ニアラサルカ故ニ他人ニ對シ惡意ヲ抱クカ如キハ爲シ得ヘカラサルコ

トナリ而シテ誹毀ハ惡意アルニアラサレハ成立セサル私犯ナルヲ以テ被告ハ誹毀ニ對スル私犯ノ訴ヲ受クヘキモノニアラス若シ會社ノ役員等ニ於テ果シテ原告ヲ誹毀シタリトセハ原告ハ役員其人ニ對シ訴ヲ起サ、ルヘカラス決シテ被告ニ對シ賠償ヲ要求スヘキモノニアラスト云フニ在リ然レトモ若シ代言人ノ論スル如クナレハ會社ハ設立書類ニ依リテ許可セラレタル權限外ノ事ヲ爲スニ於テハ更ニ責任アルコトナク假令其代理人カ會社ヨリ委任セラレタル職權内ニ於テ會社ノ目的ヲ達スル爲メ或ル事ヲ爲シ之ニ依テ法律ニ觸レ會社ハ其違法ノ所爲ニ依リ利益ヲ受クルコトアルモ尙ホ其代理人ノ所爲ニ付責任アルコトナシト謂ハサルヲ得ス即チ其責任ハ代理人其人ニ止リ會社ハ假令法律

規則ヲ犯スモ罰金等ヲ科セラル、コトナシ又私犯上損害賠償ノ責任ヲ負フコトナシト云ハサルヘカラス若シ果シテ此ノ如クナリトセハ會社ヲ以テ無形人ト認ムル法律ノ主義ニ背反スルハ明ナリ抑モ法律カ特許合本會社ヲ以テ一個人ト認ムルハ一個人ト均シク代理人ヲ以テ其營業ニ係ル百般ノ事務ヲ取扱ハシムルニ在リ而シテ會社全体ノ權限ハ役員之ヲ掌握シ代理人ヲ命シテ其權限内ノ事ヲ行ハシムルモノナリ是故ニ若シ其代理人ニシテ會社ト關係ナキ者ノ權利ヲ害スルカ又ハ他人ト取引ヲ爲スニ當テ取引上不當ノ行爲アリタルトキハ無形人タル會社ハ其代理人ノ本人トシテ義務ヲ負フハ會社ノ成立上免カレサル所ナリト右ノ如クナルヲ以テ英國並ニ亞米利加合衆國ニ於テモ會社ノ代

理人カ其職務上ニ於テ爲シタル契約及私犯ニ對シテハ會社ハ通常ノ一個人ト等シク代理人ノ本人トシテ責任ヲ帶フルナリ

第二節 詐欺ニ對スル責任

詐欺ヲ以テ基礎トシタル訴訟ニ於テ原告ノ勝訴トナルニハ必ス左ノ事實具備シタルヲ要ス

- 一、 被告カ詐欺ノ陳述ヲ爲シタルコト其陳述ハ單ニ意見ヲ述ヘタルニアラスシテ事實ニ關スル陳述ナルコト及被告ハ其真正ナラサルコトヲ現ニ知りナカラ陳述シタルカ又ハ真正ナリト信スヘキ理由アラサルニモ拘ハラズ事ノ信偽ヲ糺サス妄リニ陳述シタルコト
- 二、 被告ハ他人ヲシテ其陳述ニ信ヲ置キ或取引ヲ爲サシムル

ノ意ナリシコト

三、原告ハ其陳述ニ信ヲ置キ夫レカ爲メ或ル取引ヲ爲シタル

コト

四、原告ハ其取引ニ依リ損害ヲ蒙リタルコト

右四個ノ事實悉ク具備シ被告カ詐僞ヲ行フタル証憑充分ナルト
キハ原告ハ其詐欺ニ依リ被リタル損害ニ付被告ニ對シ賠償ヲ要
求スルノ權アルモノトス故ニ會社ト雖モ若シ詐僞ノ陳述ヲ爲シ
之ニ依リ他人ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ賠償ノ義務ヲ免カル
、コトヲ得サルナリ然レトモ如何ナル事實アルニ於テハ果シテ
會社カ詐僞ノ陳述ヲ爲シタリト認ムルコトヲ得ヘキ乎判事ウエ
ストベリ一氏カニウアランズウツク云々鐵道會社對、コニベア

ノ訴訟ニ於テ下シタル説明ニ依レハ會社事業ノ景況、會計及ヒ其
他會社ノ主要ナル事項ニ付キ取締役カ總會ニ報告ヲ爲シ其報告
中詐欺ノ陳述アルニモ拘ハラズ總會カ之ヲ認可シ之ヲ世間ニ公
ニシタルトキハ該報告中ニ在ル詐欺ノ陳述ハ會社ノ爲シタル陳
述ト認メサルヘカラスト又セントレテナルド卿カナシヨナル、エ
キステエンヤ會社對、トリユーノ訴訟ニ於テ論シタル言ニ依ルモ會
社カ若シ其株式ノ賣買價額ヲ騰貴セシメンカ爲メ虛妄ノ陳述ヲ
爲シタルニ依リ他人カ其陳述ニ信ヲ置キ同會社ノ株式ヲ買入レ
損害ヲ蒙リタルトキハ會社ハ賠償ノ義務ヲ免レス又取締役カ總
會ニ對シ詐欺ノ陳述ヲ爲シ總會ニ於テ之ヲ認可シタルトキハ假
令其陳述ハ素ト取締役カ會社ニ對シ爲シタル報告タリトモ尙

ホ會社其者ノ陳述タルヲ免カレサルモノトス又キンデルスレ
 1氏ハ其後ニ起リタル或ル訴訟事件ニ於テ右セント、レヲナルド
 卿ノ説ヲ敷衍シテ曰ク取締役カ其職務上會社ノ營業ノ景況ニ付
 キ株主總會ニ對シ報告ヲ爲シ其報告中真正ナラサル事實ヲ記載
 シタルコトヲ發見セスシテ株主總會カ之ヲ正當ナル報告ト認メ
 タル以上ハ假令總會ニ於テ之ヲ公ニスヘシトノ決議ヲ下サハル
 ニモセヨ其報告ヲ是認シタルノ事實ハ會社自ラ之ニ記載シタル
 實ヲ世間一般ニ陳述シタルト異ナルコトナシト
 アントン對、グレート、ノーセルン鐵道會社ノ訴訟ニ於テハ被告會
 社ハ定時發着スヘキ或ル列車ノ發着ヲ停メタルコモ拘ハラヌ發
 着時間表中ヨリ其瀛車出發ノ一項ヲ削除セス從來ノ儘差置キタ

リ然ルニ原告ハ其瀛車ノ出發セサルコトヲ知ラス倫敦ヨリピ
 トロポローヲ經テハルト稱スル所ニ到ル目的ヲ以テ同會社ノ瀛
 ニ乗シ倫敦ヲ發シピートロポローニ到リタルニ同所ニ於テ始
 メテ其乗車セントセシ瀛車ノ出發セサルコトヲ聞キ之ニ依テ旅
 行ヲ延滞セラレタリ依テ原告ハ被告會社ニ對シ損害要償ノ訴ヲ
 起シタリシニ英國クイーンズベンチ裁判所ハ原告カ被告會社ノ
 瀛車出發セサル爲メ被リタル費用ハ被告之ヲ賠償セサルヘカラ
 スト判決セリ

會社カ自ラ真正ナラサル事實ヲ世間ニ公布シ之カ爲メ他人ニ損
 害ヲ蒙ラシメタルトキ賠償ノ責任アルハ右ニ述フルカ如クナレ
 凡其代理人カ委任セラレタル業務ヲ行フ間ニ於テ爲シタル詐欺

ノ陳述ニ對スル會社ノ責任ハ果シテ如何アルヘキ乎此點ニ關シテハ英國ノ習慣法裁判所ト衡平法裁判所ハ互ニ其判決ヲ異ニセリ習慣法裁判所ノ判決ニ依レハ會社ノ代理人カ職務上爲シタル詐欺及不正ノ陳述ニ依リ損害ヲ蒙ル者アルトキハ會社ハ損害賠償ノ義務アルモノトセリ之ニ反シ衡平法裁判所ハ會社ノ代理人カ爲シタル詐欺ニ付テハ會社ヲシテ直接ニ責任ヲ負ハシムルコトナク但タ其代理人カ詐欺ノ陳述ヲ爲シタルカ爲メ會社カ他人ヨリ利益ヲ受ケタルトキハ之ヲ返還セサルヘカラスト爲スモノ、如シ然リ而シテ英國ハ千八百七十三年ノ制定ニ係ル「スアリーム、コートルト、ワフ、ジュディケチユアー、アクト」ト稱スル條例ヲ以テ衡平法ノ規則ト習慣法ノ規則ト相抵觸スルトキハ衡平法ノ規則ニ依リ

裁決スヘシト規定シタルカ故ニ英國現行ノ法律ニ依レハ會社ノ代理人カ詐欺ノ陳述ヲ爲シタル場合ニ於テハ會社ハ損害賠償ノ義務ナク唯其詐欺ニ依リ享有シタル利得ヲ返還スルニ止マルモノトス然レトモ此點ニ於テハ英國現今ノ規定ハ其當ヲ得タルモノニアラサルヘキナリ凡ソ衡平法ノ規則ト習慣法ノ規則ト相抵觸スル場合ニ於テハ殆ント百中ノ九十九ハ衡平法ノ規則遙カニ習慣法ノ規定ニ優レリ故ニ千八百七十三年ノ條例カ故ラニ明文ヲ掲ケテ習慣法ト衡平法ト相抵觸スルトキハ習慣法ノ規則ニ依ラスシテ衡平法ノ規則ヲ採用スヘシト規定シタルハ固ヨリ怪ムニ足ラスト雖モ此點ニ於テハ習慣法ノ規定ハ遙ニ衡平法ノ規則ニ優レルモノ、如シ試ミニ合衆國ノ法律ハ此點ニ付キ如何ナ

ル規定ヲ設ケタルカ爰ニ之ヲ説明セム
 合衆國ニ於テハ會社カ自ラ詐欺ノ陳述ヲ爲シタル場合ニ於テモ
 又代理人カ其委任セラレタル職務ヲ行フニ當リ詐欺ノ陳述ヲ爲
 シタル場合ニ於テモ會社ハ普通ノ一個人ト同一ノ制裁ヲ受クル
 モノトス故ニ被害者ハ通常ノ一個人ニ對スルト同様會社ニ對シ
 訴ヲ起シテ以テ損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ其契約ノ取消ヲ要求シ
 又ハ其詐欺ニ依リ會社ニ仕拂ヒタル金錢ノ返還ヲ求ムルノ權ア
 ルモノトス是合衆國諸州ノ裁判所カ下シタル判決ニ徴シテ明ナ
 リ而シテ其理由トスル所ハ左ノ如シ
 凡ソ代理人カ本人ヨリ委任ヲ受ケタル事ニ付キ他人ト取引ヲ爲
 スニ當リ詐欺ノ陳述ヲ爲シタルトキ本人カ之ニ依リ生シタル損

害ヲ賠償スルノ義務アル所以ノモノハ本人ニ於テ特ニ代理人ニ
 命シテ詐欺ノ陳述ヲ爲サシメタルカ故ニアラス代理人カ委任ヲ
 受ケタル事ニ付キ他人ト取引ヲ爲ス間ハ本人ノ地位ニ立ツモノ
 ナルカ故ニ代理人カ其事ニ付キ陳述シ若クハ執行シタル事柄ハ
 本人自ラ之ヲ陳述シ若クハ行フタルモノト其理同一ナレハナリ
 夫レ然ルカ故ニ代理人ノ爲シタル詐僞ノ陳述ニシテ苟モ其委任
 ヲ受ケタル事柄ノ範圍外ニ出テサル以上ハ代理人ノ所爲ハ本人
 ノ所爲ナリトノ原則ヲ適用ヨ以テ本人ヲシテ其責ニ當ラシムル
 モノナリ然リ而シテ會社カ代理人ヲ任命シタル場合ト普通ノ一
 個人カ之ヲ任命シタル場合ト代理人ノ性質ニ於テ差異アルヘキ
 筈ナシ唯會社ノ能力ニハ必ス制限アルカ故ニ普通ノ一個人ガ爲

シ得ヘキ事ハ會社悉ク皆之ヲ爲シ得ヘシト云フニアラス然レトモ其爲シ得ヘキ事ヲ代理人ニ命シテ爲サシムル場合ニ於テ代理人カ其事ニ關シ詐欺ノ陳述ヲ爲シタルキハ會社モ亦普通ノ一個人ト等シク其本人トシテ責任ヲ負フヘキハ理ノ當然ナリトス

右ニ説明スルカ如クナルヲ以テ法理上ヨリ論スレハ代理人ノ詐僞ニ對シ會社ヲシテ責任ヲ負ハシムルノ正當ナルハ明ナリト信ス然レトモ如何ナル詐僞ノ陳述ハ代理人カ委任權内ニ於テ爲シタルモノト認ムヘキヤノ問題ニ至リテハ之ヲ決スルコト頗ル容易ナラサルナリマッケー對ニユーブランズウィック商業銀行ノ訴訟ニ於テ英國樞密院カ下シタル判決ニ曰ク凡ソ代理人ノ行フタル詐僞ニ付本人ニ對シ起シタル訴訟ニ於テ特ニ本人ノ命令アリタ

ルニ依リ代理人カ詐僞ヲ行フタルカ又ハ本人ニ代リ詐僞ヲ行フノ權限ヲ代理人ニ委任シタリトノ證據アルコト極メテ稀ナリ故ニ代理人ノ委任權ヲ狹キ意義ニ於テ解釋スルトキハ到底詐僞ヲ行フカ如キハ代理人カ本人ニ代リテ爲シ得ヘキ限ニアラサルヘシ然レトモ若シ此單純ナル理由ニ基キ詐僞ハ代理人ノ權限外ナルヲ以テ本人ハ之ニ對シ責任ナシトスルトキハ本人ハ代理人ノ詐僞ニ依リテ現ニ不當ノ利益ヲ獲得シナカラ賠償ノ義務ヲ免カルカ如キ不正ノ結果ヲ見ルニ至ルヘシ故ニ代理人ハ委任權ナル詞ハ法律上此ノ如キ狹隘ナル意義ニ解釋スルコトナシ假令或ル詐僞ヲ行フヘキコトヲ本人カ代理人ニ命シタリトノ證據アラサルモ又詐僞ヲ行フノ全權ヲ委任シタリトノ證據アラサルモ代理

人カ本人ニ代リ或事柄ヲ爲スニ當リ其事ニ直接ニ關係シ且本人ノ利益タルヘキ或所爲ヲ行フタルトキハ其所爲假令詐僞ナルニモセヨ又其他ノ私犯ノ所爲ナルニモセヨ本人ハ之ニ對シ損害賠償ノ責任ヲ負フモノナリ語ヲ替ヘテ之ヲ云ヘハ本人ハ其所爲ヲ行フコトヲ代理人ニ委任セサルモ或一定ノ範圍内ニ屬スル一切ノ所爲ヲ行フノ權ヲ代理人ニ委任シタルモノナルカ故ニ責任ヲ負フヘシ云々ト

會社ノ代理人カ行フタル詐欺ニ付キ會社ノ責任如何ヲ論シタル最モ著シキ一例ハハットラー、對、ワットキンスノ訴訟ナリトス本訴ニ於テハ他國ノ會社其代理人ヲ合衆國ニ派遣シ其事務ヲ執ラシメタルニ該代理人ハ本訴原告ノ發明品ノ專賣權ヲ讓受ケントテ原

告ニ其掛合ヲ爲セリ然ルニ原告ノ申立ニ據レハ該代理人ハ直ニ之ヲ讓受クルノ意ナク唯本國ノ會社ニ於テ同一ノ發明品ニ付キ當時工夫ヲ凝ラシ居ルヲ以テ原告カ速ニ其發明品ヲ販賣セントスルヲ延滞セシメ以テ本社ノ利益ヲ圖ルカ爲メ原告ニ此掛合ヲ爲シタルモノナリト云フニ在リ此場合ニ於テ原告ハ右會社ト代理人トヲ併セテ被告ト爲シタルニ依リ會社ノ代理人ハ答辨シテ曰ク假令代理人ニ於テ原告所述ノ如ク詐僞ヲ行フタリトスルモ其詐僞ニ對シテハ會社ハ責任ヲ負フヘキ筈ナキカ故ニ本訴ノ被告トセラルヘキ理由ナシト、裁判所ハ此申立ニ對シ判決ヲ下シテ曰ク若シ其代理人ニ於テ果シテ詐僞ヲ行フタリトノ證據充分ナルニ於テハ被告會社モ亦其詐僞ニ對シ責任ヲ免カレサルヲ以テ

本訴ニ於テハ被告トナルノ責任アリト
 會社カ自ラ詐偽ノ陳述ヲ爲シタリト認ムヘキ場合又ハ會社ノ代
 理人カ其委任權内ノ事柄ニ付キ詐偽ノ陳述ヲ爲シタル場合ニ於
 テ他人カ其陳述ニ信ヲ置キ以テ契約ヲ取結ヒタルトキハ其契約
 ハ被害者ノ要求ニ依リ之ヲ取消シ最初ヨリ成立セサルモノト爲
 スコトヲ得ヘキナリ故ニ會社ノ目論見書又ハ營業ノ景况報告等
 ニ虚空ノ事實ヲ記載シ以テ他人ヲシテ社運ノ頗ル盛大ナルカ如
 ク思惟セシメ其實際ニ於テハ殆ント損益相償ハサルノ景况ナル
 ニモ拘ハラヌ却テ莫大ナル利益アルカ如キノ觀ヲ爲シタル等ノ
 事實アルニ於テハ其詐偽ニ陥リ株主タランコトヲ會社ニ申込ミ
 タル者ハ後日真正ノ事實ヲ發見シタルトキハ退社ヲ申込ミ其株

主トシテ既ニ會社ニ拂込ミタル金銭ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ヘ
 シ

抑モ詐偽ニ依リテ利益ヲ領得スルコトヲ許サ、ルハ法律ノ常態
 ナルカ故ニ右ノ如ク欺カレテ株主ト爲リタル者カ會社ヲ脱シ且
 其拂込ミタル金額ヲ會社ヨリ取戻スノ權アルハ疑ナシト雖トモ
 若シ其株主ニシテ相當ノ期限内ニ脱會セサルトキハ他人ノ權利
 ヲ保護スルカ爲メ該株主ヲシテ株主タルノ責任ヲ免カレサラシ
 ムルノ必要ヲ生スルコトアリ例ヘハ會社ノ解散シタル場合ニ於
 テハ假令本人ト會社トノ間ニ於テハ如何ナル關係アルニモセヨ
 會社外ノ人ヨリ其人ヲ見ルトキハ實際株主ニ相違アラサルヲ以
 テ會社ノ債主ハ其人ヲシテ株主ト等シク會社ノ負債辨償ニ付キ

責任ヲ負ハシムルヲ得ヘキナリ故ニ會社カ裁判所ノ命令ニ依リ解散スル場合ニ於テハ遲クモ其命令以前ニ於テ退社ノ申込ヲ爲サ、ルヘカラス若シ退社ノ申込ヲ其命令アリタル後ニ爲シタルトキハ假令詐欺ニ依リ株主ト爲リタル者ト雖モ他ノ株主ト等シク會社ノ負債辨償ノ爲メ一定ノ割合ヲ以テ金錢ヲ釀出スルノ義務ヲ負フモノトス又詐僞ニ依リ會社ノ株主ト爲リタル者ヨリ其株式ノ讓與ヲ受ケ又ハ之ヲ買受ケタル者ハ會社又ハ其代理人カ讓渡人若クハ賣渡人ニ對シ詐僞ノ陳述ヲ爲シタルノ故ヲ以テ退社ヲ申込ムノ權アルコトナシ

第三節 詐僞ノ外他ノ一般ノ私犯ニ對スル責任

會社又ハ其代理人ニ於テ行フタル詐僞ヲ以テ訴訟ノ争點ト爲ス

コト實際ニ於テ少カラサルニ依リ會社ニ係ル私犯中ニ於テモ詐僞ノコトニ付テハ特ニ研究ヲ要スルカ故ニ前節ニ於テ之ヲ論述シタリ依テ本節ニ於テハ詐僞ヲ除キ他ノ私犯ニ付キ會社ノ責任ヲ説明セム

凡ソ會社ノ私犯ハ其正當ニ從事シ得ヘキ所ノ營業上ニ起リタルモノト會社ノ營業範圍内ニ屬セサル所ノ事柄ニ付キ起リタルモノトヲ區別スルヲ要ス依テ今其私犯ヲ二類ニ分チ各別ニ會社ノ責任ヲ述フヘシ

一、會社ノ權限内ニ屬スル事柄ニ付キ起リタル私犯

曩ニ述ヘタル如ク私犯ヲ行フノ一事ハ決シテ會社設立ノ目的ニアラス然レトモ會社カ其營業上ノ事柄ニ關シ自ラ私犯ヲ行フカ

又ハ會社ノ代理人カ正當ニ委任セラレタル事柄ヲ其權限内ニ於テ行フニ當リテ私犯ノ所爲アルニ於テハ會社ハ之ニ對シ責任ヲ免カルコトヲ得サルモノトス然レトモ會社ヲシテ代理人ノ私犯ニ付キ責任ヲ負ハシムルニハ左ノ事實判明ナルヲ要ス

(一)代理人ノ行フタル私犯ハ會社ノ營業上ノ事柄ニ直接ノ關係アルコト

(二)其私犯ヲ惹起シタル所ノ事柄ハ代理人ニ於テ職務上行フヘキコトヲ會社ヨリ命セラレタルカ又ハ許容セラレタルコト

(三)其私犯ノ所爲ハ代理人ニ於テ自己ノ職務上行フヘキコトハ思量シタルコト

右三個ノ事實判明ナルニ於テハ假令代理人カ會社ヨリ下シタル

別段ノ命令ニ反シ私犯ヲ行フタリトスルモ尙ホ會社ハ私犯ニ對シ責任ヲ帶フルモノトス今一例ヲ擧ケテ其理由ヲ説クヘシ
 ベイレ、對、マン、チ、エ、スター云々鐵道會社ノ訴訟ニ於テ此點ニ付キ大ニ議論ノアリタルコトアリ本訴ノ原告ハ被告會社ノ鐵道ニ乗シ旅行セントセシニ同社ノ雇車丁ノ一人(車丁ハ英語ニテ「ポータ」ト稱スル者ニシテ旅客ノ乗車下車及ヒ貨物ノ積卸等ノ世話ヲ爲ス小使ノ如キ者ナリ)ハ原告ノ赴カントスル旅行先キハ其瀛車ノ到着スル地ニアラスト思考シタルニ依リ瀛車既ニ運轉ヲ始メタルニモ拘ハラス強テ原告ヲ瀛車ヨリ引下シタリ然ルニ被告會社ヨリ豫テ車丁一般ニ配付シ置キタル車丁心得書ナルモノニ依ルニ瀛車ノ運轉中、乗車若クハ下車セントスル旅客アルトキハ車

丁ハ之ヲ差留ムヘシトアリ又其心得書ノ終リニ車丁ハ成ルヘク
 叮嚀ニ乗客ヲ取扱ヒ會社ノ利益トナルヘキコトヲ勉ムヘシトア
 リタリ而シテ又他ノ証據ニ依リ左ノ事實判然セリ

一、 旅客若シ瀛車ヲ誤認シ其赴カントスル地ニ到ラサル瀛車
 ニ乗シタルトキハ車丁ハ可成之ヲ留ムルノ義務アルコト

二、 車丁ニ於テ右ノ如ク瀛車ヲ誤認シ乗車シタル旅客ヲ發見
 シタルトキハ其趣ヲ停車場ノ役人ニ申報スルノ義務アリ但
 擅斷ヲ以テ乗客ヲ下車セシムルヲ得サルコト

右ノ事實ニ依リ英國ノ裁判所ハ本訴ノ始審并ニ控訴ニ於テ被
 告會社ノ車丁カ原告ヲ瀛車ヨリ引下シタルノ所爲ハ車丁カ被告
 會社ノ雇人トシテ其職務執行ノ爲メ行フタル所爲ナルヲ以テ被

告ハ損害賠償ノ責任ヲ免レサルモノトセリ蓋シ其判決ノ理由ト
 スル所ハ判事ケレ一氏カ其裁判言渡ニ於テ説明セルカ如ク被告
 會社カ車丁ニ下シタル命令ニ依ルニ瀛車ヲ誤認シ自己ノ乗スヘ
 カラサル列車ニ乗セントスル旅客アルトキハ車丁ハ可成之ヲ差
 留ムルノ義務アリト雖モ已レノ擅斷ヲ以テ強テ旅客ヲ下車セシ
 ムルコトヲ得ストノ規定アリ然レモ本訴ノ場合ニ於ケルカ如ク
 二個以上ノ命令互ニ相抵牾スルノ嫌ヒヲ免カレサル場合ニ於テ
 ハ被雇人カ其職務ヲ行フニ當リテ其之ヲ行フヘキ方法ヲ指定シ
 タル例規ヲ忘却シテ其別段ノ命令ヲ遵守セス臨機其職務ヲ盡ス
 ヘキハ敢テ怪ムニ足ラス然リ而シテ其別段ノ命令ニ從ハスト雖
 モ既ニ其職務ト定マリタル事ヲ爲シタル以上ハ其被雇人ノ所爲

ニ對シテハ雇主其責ヲ負ハザルヘカラスト云フニアリ
 假令代理人カ本人ヨリ委任セラレタル職務ヲ行フニ當リテ他人
 ニ對シ私犯上ノ所爲ヲ以テ損害ヲ加ヘタリト雖モ若シ其私犯ヲ
 行フタルハ果シテ其代理人カ他人ニ對シ怨ミヲ報センカ爲メ爲
 シタルカ又ハ全ク已ノ惡意ヲ以テ私犯ヲ行フタルモノニシテ決
 シテ其委任權ヲ與ヘタル本人ノ爲メニシタルニアラサルコト明
 瞭ナルニ於テハ本人ハ責任アルコトナシトスルハ私犯法ノ原則
 ナリ然レトモ其代理人カ惡意ヲ以テ私犯ヲ行フタル事柄ニ關シ
 本人ニ於テ過失アリタルトキ即チ之ヲ詳言スレハ本人カ盡スヘ
 キ義務ヲ怠リタルカ爲メ代理人ノ私犯ニ依リ損害ヲ來シタル場
 合ニ於テハ本人ハ賠償ノ義務ヲ免カルコトヲ得サルナリ故ニ北

米合衆國紐育州ノ裁判所ニ於テ判決シタルウイード對バナマ鐵道
 會社ノ訴訟ニ於テ被告會社ノ車掌カ惡意ヲ以テ或列車ヲ延着セ
 シメタルトキ乗客ノ一人ヨリ會社ヲ相手取り訴へ出テタル場合
 ニ於テ被告會社ハ其列車ノ延着ニ依リ生シタル損害ヲ賠償スル
 ノ義務アリト判決セラレタルカ如キハ則チ此理由ニ基クモノナ
 リトス該訴訟ニ於ケル裁判所ノ判決ニ曰ク代理人カ惡意ヲ以テ私
 犯ヲ行フタル場合ニ於テ本人カ賠償ノ責任アルヤ否ヤヲ決スル
 ニハ須ク先ツ其私犯ニ依リ生シタル損害ハ單ニ代理人カ行フタ
 ル所爲ノ結果ナルヤ將タ本人カ義務ヲ怠リタルコトモ又等シク
 其損害ヲ生スヘキ一原因トナリタルヤ否ヤヲ探究セサルヘカラ
 ス本件ノ場合ニ於テハ被告會社ハ所謂普通運業者ニシテ何人ニ

テモ相當ノ乗車賃ヲ拂ヒ其鐵道ニ依リ旅行セントスル者アルト
 キハ猥リニ列車ノ發着ヲ延滞セシムレコトナク速カニ旅行ノ便
 ヲ與フルノ義務アルモノナリ然ルニ被告ノ列車カ延着シタルハ
 被告ノ雇人タル事掌カ不當ニモ途中ニ於テ列車ヲ止メタルカ故
 ナリト雖モ被告會社ハ若シ必要アリト認ムルトキハ更ニ其所ニ
 他ノ車掌ヲ送り速カニ發車セシムルノ義務アルモノナリ而シテ
 同會社カ此義務ヲ怠リタル以上ハ其代理人ノ所爲ニ依リ生シタ
 ル損害ヲ賠償スルノ義務ヲ免カルコトヲ得ス」ト

又行害者ニ於テ私犯上ノ損害ノ生スヘキコトヲ現ニ豫知シタル
 ニアラサレハ責任ヲ生スヘカラサル私犯及行害者ノ惡意ヲ俟テ
 始メテ成立スヘキ私犯ニ付キ會社ハ責任ヲ負フヘキモノナリヤ

否ヤノ點ニ關シテハ英米ノ法律中未タ一定ノ規則アラサルカ如シ
 然レトモ會社ト雖モ尙ホ一個人ト等シク責任ヲ有スルモノナリト
 判決セラレタルコト少カラス今一二ノ例ヲ舉テ以テ參考ニ供セン」
 スタイルス、對、カルディフ、汽船會社ノ訴訟ニ於テハ被告會社ハ其飼
 養セル犬ノ狂犬トナリタルコトヲ知リナカラ隨意ニ會社ノ構内
 及其近傍ヲ徘徊セシメ置キシニ其犬カ他人ヲ負傷セシメタル場合
 ニ於テ損害賠償ノ義務アルモノト判決セラレタリ而シテ此ノ如キ
 場合ニ於テ果シテ如何ナル事實アルトキハ會社ハ其犬ノ狂惡ナ
 ル性質ヲ認知シタリト認ムヘキヤノ點ニ付キ判事シ―氏説明シ
 テ曰ク會社ノ事務ヲ掌理スル者之ヲ知リタル場合ハ勿論ニシテ
 會社構内ノ取締ヲ爲スヘキ巡視役番人又ハ當直等總テ此ノ如キ

コトヲ知リタルトキハ其趣ヲ上役ニ通知スヘキ義務アル者カ其
犬ノ狂犬ナルコトヲ知リタル以上ハ既ニ會社ニ於テ之ヲ知リタ
ルモノト法律上認定セサルヲ得スト

又ホイットフィールド對東南鐵道會社ノ訴訟ニ於テハ被告會社ニ
依頼シ其所有電信線ニ依リ他人ヲ誹譏スヘキ電報ヲ送リタル者
アリシニ會社カ其電報ノ趣旨ヲ人ニ傳へタル場合ニ於テ其誹譏
ヲ復發シタル所爲ニ付キ損害賠償ノ義務ヲ免カレスト判決セラ
レタリ

二、會社ノ權限内ニ屬セサル事柄ニ付キ起リタル私犯
代理人カ行フタル私犯ニ對シ會社カ責任ヲ有スルヤ否ヤノ點ニ
付キ法律上一定ノ規定アルコトハ上來論述シタル所ニ依リ既ニ

明白ナルヘシ即チ代理人カ會社ヨリ命セラレタル事ヲ行フタル
カ又ハ假令命令ナキモ暗ニ委任セラレタリト認ムヘキ事ヲ執行
シタル場合ニ於テハ會社ハ本人トシテ其所爲ニ對シ責任ヲ有ス
ルモノトス而シテ此規定ノ能ク法理ニ適合セルハ固ヨリ疑ヒラ
容レスト雖モ實際訴訟ニ於テ問題トナル所ハ代理人ノ行フタル
或ル所爲ハ果シテ其委任權内ノコトト認ムルコトヲ得ヘキヤ否
ヤノ點ニシテ一方ニ於テハ前節ニ於テ述ヘタルベイレー對マン
チエスター云々鐵道會社ノ訴訟ニ於ケルカ如ク現ニ代理人カ會社
ヨリ禁セラレタル事ヲ爲シタルニモ拘ハラス尙ホ其委任權内ナ
リト認メサルヘカラスト云フカ如キ判決アリ又一方ニ於テハ代
理人ノ行フタル私犯的ノ所爲ハ恰モ其委任權内ナルカ如キ觀ア

ルニモ拘ハラス會社ハ之ニ對シ責任ナシト判決セラレタル例少
ナカラス

四六〇

エドゥアルツ對倫敦及西北鐵道會社ノ訴訟ニ於テハ被告會社ノ
車丁長タル者ハ停車場ニ驛長アラサル場合ニ限り驛長ニ代リ其
停車場ノ取締ヲ爲スノ權限ヲ與ヘラレタルモノナリシカ本訴ノ
原告ハ停車場ニ於テ會社ノ物品ヲ竊取セントスル者ナリト車丁
長ニ認メラレ遂ニ其監禁スル所トナレリ然レトモ原告ハ會社ノ
物品ヲ竊取セントシタルモノニアラサリシカハ不法ニモ被告會
社ノ代理人ノ爲メニ故ナクシテ監禁セラレタリトテ會社ニ對シ
損害要償ノ訴ヲ起セリ此場合ニ於テ車丁長ハ停車場ノ取締ヲ爲
スノ權ヲ會社ヨリ委任セラレタルモノナリト雖モ其犯罪人ト思

量シタル者ヲ捕ヘテ監禁スルカ如キハ會社カ車丁長ニ委任シタ
ルノ限リニアラサルヲ以テ會社ハ原告ニ對シ損害賠償ノ義務ア
ルコトナシト判決セラレタリ又アルレン對倫敦及西南鐵道會社
ノ訴訟ニ於テモ亦之ト同一ノ判決アリタリ本訴ノ原告カ被告會
社ニ對シ訴ヲ起シタル理由ハ會社ノ切符賣渡人ニ於テ原告ヲ以
テ同會社ノ錢函ヲ竊取セントスル者ナリト誤認シ車丁等ニ命シ
テ原告ヲ逮捕セシメタリト云フニアリ故ニ本訴ノ論點ハ右切符
賣渡人ハ會社ノ金錢又ハ物品ヲ竊取シ若クハ害セントスル者ア
ルトキハ之レカ逮捕ヲ命スルノ權限ヲ會社ヨリ委任セラレタリ
ト認ムルコトヲ得ヘキヤ否ヤノ一點ニ歸セリ此場合ニ於テ裁判所
ハ判決ヲ下シテ曰ク切符賣渡人ハ會社ノ爲メニ金錢及其他ノ物

品ヲ保管シ居ルカ故ニ其金錢又ハ物品ヲ竊取シ若クハ害セント
 スル者アルトキハ之ヲ防衛スルニ必要ノ處分ヲ行フノ權限ヲ委
 任セラレタルモノト云ハサルヘカラス然レトモ之ヲ害シ若クハ
 竊取セントシタリトノ嫌疑ヲ以テ人ヲ逮捕セシムルカ如キハ其
 金錢若クハ物品ノ防衛上毫モ必要ナル處分ニアラサルヲ以テ其
 委任權内ニアラサルヤ明ナリ故ニ本訴ノ原告ハ會社ニ對シ救濟
 ヲ求ムルノ權アル者ニアラスト

左レハ右等ノ訴訟ハ會社ノ代理人カ其職務執行上ニ於テ會社ノ
 爲メニ或所爲ヲ行ヒ之ニ依リ他人ノ權利ヲ害シ以テ損害ヲ蒙ラ
 シムルコトアルモ會社ニ於テ損害賠償ノ義務アルコトナシト判
 決シタルモノナリ之ニ反シ或訴訟ニ於テハ會社ノ代理人カ現ニ

會社ノ命令ニ背キ或所爲ヲ行ヒ以テ他人ノ權利ヲ侵害シタルト
 キ會社ニ於テ損害賠償ノ責ニ任セサルヘカラスト判決セラレタ
 ルコトアリ夫レ此ノ如ク實際ニ於テ判決ヲ異ニスル所以ノモノ
 ハ抑モ何等ノ理由ニ依ルモノナルカ是應サニ攻究スヘキノ點ナ
 リトス

會社ニ於テ事務取扱ノ順序ヲ示シ役員及手代等ノ職務ヲ明確ナ
 ラシムル爲メ規則ヲ設ケタルトキ會社ノ役員及手代カ其規則ニ
 從ヒ職務ヲ行フニ當リ私犯的ノ所爲ヲ行フタルトキハ會社ハ其
 私犯ニ對シ責任ヲ有スヘキナリ故ニ前顯鐵道會社ニ係ル訴件ニ
 於テ若シ會社カ人ヲ逮捕監禁スルノ權ヲ有シ且驛長及其他ノ役
 員ニ於テ若シ會社ノ所有物件ヲ害シ若クハ之ヲ盜取セントスル

者アルコトヲ認知セタルトキハ之ヲ取押ユヘシトノ規則アルニ於テハ夫ノ車丁長カ停車場ノ取締ヲ爲スノ任ニ當リ無罪ノ人ヲ監禁シ以テ其人ノ權利ヲ侵害スルコトアラハ會社ニ於テ損害賠償ノ義務ヲ免カレサルハ蓋シ疑ノ存セサル所ナリ之ニ反シ會社ノ權限内ニアラサルコトニ至リテハ其代理人カ會社ノ爲メニ之ヲ行フコトヲ得サルヤ明ナリ故ニ右等ノ訴訟ニ於ケルカ如ク會社ノ權限外ニ涉リ人ヲ監禁シタル場合ニ於テハ其代理人カ委任權外ノコトヲ行フタルハ明白ニシテ被告會社カ損害賠償ノ義務アルコトナシト判決セラレタルハ頗ル當ヲ得タルモノト云ハサルヘカラスベイレ、對マンチエスター云々鐵道會社ノ訴訟ニ於テ車丁カ乗客ヲ引下シタルノ所爲ハ其事ノ性質ヨリ考フルトキ

ハ會社ノ爲シ得ヘカラサルコトニアラサルノミナラス會社ハ豫メ車丁一般ニ命令ヲ下シテ以テ旅客若シ瀛車ヲ誤認シ其赴カントスル地ニ至ラサル瀛車ニ乗シタルトキハ車丁ハ可成之ヲ留ムヘシト訓令シタルモノナリ固ヨリ該訴訟ノ場合ニ於テ車丁ノ所業疎暴ニ失シタルハ會社ニ於テモ不當トナス所ナルヘケレトモ其ハ唯車丁カ其職務ヲ疎暴ニ行フタリト云フ迄ノコトニシテ其旅行ヲ留メタル事柄ハ會社カ豫メ車丁ニ命令シテ爲サシメタル所ナリ夫レ然ルカ故ニ該訴訟ニ於テハ會社ハ損害賠償ノ義務ニ任セサルヘカラスト判決セラレタリ

會社ノ代理人カ會社ノ爲シ得ヘカラサル所ノ事ヲ爲シ之ニ依テ他人ノ權利ヲ侵害シタル場合ニ於テ會社ノ責任アラサルコトヲ

明示シタル一例トシテ掲クヘキモノハブールトン對倫敦西南鐵道會社ノ訴件ナリトス本訴ニ於テハ原告ハ或ル勸農博覽會ハ陳列スル爲メ馬ヲ被告會社ノ瀛車ニ乗載シ博覽會開設ノ地ニ輸送セリ而シテ同會閉場ノ節馬ヲ原地ニ回送スル時ハ同會社ヨリ發行シタル証券ヲ示スニ於テハ更ニ運賃ヲ仕拂フニ及ハサル契約ナリシニ由リ原告ハ其証券ヲ示シ運賃ヲ仕拂ハスシテ其馬ヲ被告會社ノ瀛車ニ載セ自分モ通常ノ乗車切符ヲ購求シ同列車ニ乗シテ原地ニ歸リタリ然ルニ同地ノ驛長ハ原告ニ向テ馬ノ運送賃ヲ要求シタリシニ原告ハ之ヲ仕拂ハサルニ依リ其趣ヲ巡查ニ訴ヘ巡查二名ヲシテ本人ヲ保管セシメ電信ヲ以テ博覽會開設ノ地ノ驛長ニ本件ノ始末ヲ問合セタルニ運送賃ハ請求スルニ及サル

旨回答アリタルヲ以テ始メテ原告ヲ解放セシメタリ是ニ於テ原告ハ被告會社ノ代理人タル驛長カ故ナクシテ已レノ自由ヲ妨ケタルヲ理由トシ會社ニ對シ損害要償ノ訴ヲ起シタリ依テ裁判所ハ審理ヲ遂ケタル處若シ乗車賃ヲ支辨セスシテ瀛車ニ乗シ旅行シタル者アルトキハ被告會社ハ其乗車賃ノ仕拂アル迄ハ旅客ノ自由ヲ拘束スルノ權アルモノナレトモ運送賃ヲ仕拂ハスシテ其瀛車ニ依リ貨物ヲ運搬セシメタル者アルモ被告會社ハ其貨物ヲ差押ユルノ權アルニ止マリ之ヲ運搬セシメタル者ノ自由ヲ害スルヲ得サルコト判然セリ故ニ裁判所ハ判決ヲ下シテ曰ク被告會社ハ假令原告カ其運搬セシメタル馬ニ對シ運送賃ヲ支拂フノ義務アル場合ニ於テモ原告其人ノ自由ヲ拘束スルコトヲ得サル

モノニシテ其自ラ爲シ得ヘカラサル所ノ事ヲ執行スルノ權ヲ其代理人タル驛長ニ委任スヘキ理アラサルヲ以テ驛長カ原告ノ自由ヲ拘束シタルハ己レ一個ノ責任ヲ以テ爲シタル計ヒト云ハサルヘカラス故ニ本訴ノ場合ニ於テ被告會社ハ原告ニ對シ損害ヲ賠償スルノ義務アルヘキ理ナシト

右ニ述フルカ如ク會社ノ爲シ得ヘカラサルコトヲ代理人カ行フタル場合ニ於テハ、仮令如何ナル事實アルモ會社カ之ヲ行フノ權ヲ代理人ニ委任シタリト認ムルコトヲ得サルヤ明ナリ然レトモ之ヲ行フヘキ事ヲ會社カ明々代理人ニ命令シタルカ又ハ會社ノ名義ヲ以テ之ヲ行フノ權ヲ代理人ニ委任シタルコト既ニ證據ニ照シ明確ナルニ於テハ其代理人ノ所爲ニ對スル會社ノ責任果

シテ如何アルベキ乎

若シ會社カ自カラ行フコトヲ得サル事ヲ執行スルノ權限ヲ其代理人ニ委任シタルトキハ其之ヲ委任シタルノ所爲ハ會社越權ノ所爲ト云ハサルヘカラス然レトモ會社ノ權限外ニ渉ル契約ニ對スル責任ト其私犯上ノ責任トハ間ニハ著シキ差違ハ存スルモハアリテ會社ノ權限外ニ渉ル契約ハ契約トシテ會社ニ義務ヲ負ハシムルニ足ラスト雖モ會社カ自ラ私犯ヲ行フタルカ又ハ代理人カ會社ヨリ委任セラレタル權限内ニ於テ私犯ヲ行フタル場合ニ於テハ其私犯ノ所爲果シテ會社ノ業務ニ直接ノ關係アル以上ハ會社ハ其私犯ニ對スル責任ヲ免レサルハ曾テ論述シタル所ニ依リ明白ナルヘシ然レトモ會社カ現ニ其業務ニ直接ノ關係ナキコ

トヲ知リナカラ私犯トナルヘキ或所爲ヲ行ハシメタルカ又ハ其業務ニ直接ノ關係アルコト、思量シ或所爲ヲ行ハシメタルニ其所爲全ク會社ノ權限外ニ涉リ且私犯ノ所爲タルヲ免カレサル場合ニ於テハ會社ノ責任ハ如何果シテ損害賠償ノ責任之ナキヤ否ヤ此點ニ付キ裁判所カ實際ノ訴訟ニ於テ判決ヲ下シタルコトハ英米ノ判決録中未タ之ヲ見サルナリ唯ミル對、ホウカーノ訴訟ニ於テ陪席判事ケレー氏ノ辨論中ニ左ノ一言アルヲ見ルノミ

會社カ其權限外ノ所爲ヲ爲シ之ニ依テ他人ノ權利ヲ害シタルトキハ私犯上ノ責任ヲ負ハシメサルヘカラス若シ夫レ此場合ニ於テ其權限外ナルノ故ヲ以テ會社ニ賠償ノ義務ナシトセン耶會社ハ如何ナル場合ニ於テモ私犯上ノ責任ヲ負フ

モノニアラスト爲サルヘカラサルヘシ何トナレハ私犯ノ所爲ハ必ス會社ノ權限外タルヲ免カレサルモノナレハナリ判事ケレー氏ハ素ヨリ英國ニ於テ有名ナル人ニシテ其言ハ吾人ノ最モ尊重スヘキモノナリト雖モ他ニ訟廷ニ於テ此ノ如ク明言シタル判事ナキヲ以テ見レハ氏ノ言ヲ以テ必スシモ歐米判事ノ定説ト認ムルヲ得サルカ如シ然レトモ實際會社ニ係ル各般ノ訴訟ニ於テ爭點此一點ニ歸シタルコトアラサルヲ以テ見レハ此一大疑問ニ付敢テ訟廷ニ於テ辨論ヲ試ミタル判事アラサルハ固ヨリ怪ムニ足ラス現ニ有名ナル會社法ノ著者ブライス氏ノ如キハ大ニ氏ノ言ニ贊同ノ意ヲ表セリ

第九篇 役員カ會社ノ爲メニ行フタル所爲

ニ就キ負擔スヘキ義務ヲ論ス

第一章 役員カ會社ノ爲メニ取結ヒタル契約ニ就キ負擔スヘキ義務

會社ノ役員ハ皆會社ヨリ委任セラレタル權限内ニ於テ會社ノ事務ヲ處理スルモノナルカ故ニ其會社ノ代理人トシテ負擔スヘキ責任ハ通常ノ代理法ニ依ルモノナリ依テ本章ニ於テハ先ツ代理法ノ通則ヲ掲ケ然ル後會社ノ代理人カ其會社ニ代リ取結ヒタル契約ニ付キ負擔スヘキ義務ヲ論述スヘシ

第一則 何人ニテモ代理人トシテ契約ヲ結ヒ且其代表スル所ノ本人ヲ明示シ其委任セラレタル權限ヲ超越セサル以上ハ

其契約ニ付キ義務ヲ負フコトナシ

夫レ然ルカ故ニ代理人ガ本人ノ爲メニ取結ヒタル契約ニ付キ義務ナシトスルニハ左ノ事實判明ナルヲ要ス

一、代理人ハ明ニ代理人ノ資格ヲ以テ契約ヲ取結ヒタル者ニシテ決シテ已レ自ラ本人トシテ契約スルニアラサルコトヲ對手方ニ明示シタルコト

二、本人ノ何人ナルコトヲ代理人ニ於テ明示シタルコト(假令代理人ニ於テ本人ヲ明示セサルモ本人若シ露顯シタルトキハ本人モ亦代理人ト均シク其契約ニ付キ義務ヲ負フヘキナリ然レトモ其代理人ハ本人ノ露顯スルト否トニ拘ハラズ其契約ニ付キ義務ヲ負フヘシ)

右第一則ニハ固ヨリ例外ナキニ非ス今其例外ノ場合ヲ擧クレハ

(一) 船長ハ船舶所有主ノ代理人ナレトモ船長ニ於テ其船舶ニ修理ヲ加ヘシメ又ハ乗組員ノ食料品等ヲ買入レタルトキハ其修覆料又ハ食料品ノ代價ヲ仕拂フノ義務ハ船長及ヒ船舶所有主ニ於テ連帶シテ負擔スヘキモノトス

(二) 代理人ニ於テ本人ト連帶シテ義務ヲ負フヘキコトヲ特ニ明約シタルカ又ハ明言シテ約セサルモ若シ暗ニ之ヲ承諾シタリト認ムヘキ事實アルニ於テハ其代理人タルノ故ヲ以テ義務ヲ免カルコトヲ得ス

(三) 本人外國人ニシテ若シ外國ニ居住スルカ又ハ本人ニシテ其代理人ノ爲メタル契約ニ付義務ヲ負フヘキ資力アラサルト

(第九編役員ノ負擔スヘキ義務)

キハ代理人ハ其契約ニ付キ自ラ義務ヲ負フヘキコトヲ承諾シタルモノト推測ス然レトモ是唯一ノ推測ニ過キサレハ若シ代理人ニ於テ明ニ證據ヲ擧ケテ以テ其契約ノ當時對手方ハ己レニ義務ヲ負ハシムルノ意ニアラサリシコトヲ辨明スルトキハ代理人ハ勿論其契約ニ付キ義務ヲ負フヘキモノニアラス

第二則 代理人トシテ他人ノ爲メニ契約ヲ取結ヒタル者若シ本人ノ委任シタル權限ヲ超越スルトキハ本人ハ其契約ニ付キ義務ヲ負フコトナシ之ニ反シ其代理人ハ該契約ニ付キ全ク義務ヲ負擔セサルヘカラス又本人ナクシテ猥リニ代理人ナリト稱シ他人ト契約ヲ結ヒタル者モ亦其契約ニ付キ全ク義務ヲ負擔ス

代理人若シ本人ヨリ委任セラレタル權限ヲ超越シタルトキハ右第二則ニ依リ本人ハ義務ヲ負フモノニ非ス然レトモ本人ニ於テ其代理人ノ爲シタル越權ノ所爲ヲ後日追認スルトキハ其追認ハ契約ノ當時ニ溯リテ効力ヲ發スルモノナルカ故ニ代理人ハ本人ノ追認ニ依リ義務ヲ免カレ本人ニ於テ全ク其義務ヲ負フヘキモノトス之ニ反シ本人ナクシテ自ラ代理人ト稱シタル者契約ヲ取結ヒタルトキハ其者ノ負擔タルヘキ義務ヲ追認ニ依リ免カレシムルコトヲ得ス例ヘハ會社ノ發起人カ未タ成立セサル會社ノ代理人トシテ契約ヲ取結ヒタルトキハ會社ハ成立ノ後ニ於テ追認ニ依リ發起人ヲシテ其義務ヲ免カレシムルコトヲ得サルナリ是ヨリ右ニ掲ケタル所ノ代理法ノ原則ヲ會社ノ役員ニ適用シ以

テ役員カ會社ノ爲メニ取結ヒタル契約ニ付キ負擔スヘキ義務ヲ論スヘシ

第一則 役員カ會社ノ爲メニ契約ヲ取結フトキハ其會社ニ代リ契約ヲ取結フモノニシテ自ラ之ニ依リ義務ヲ負フノ意思アラサルコトヲ明示スヘシ然ラサレハ本人トシテ義務ヲ負フヲ免カレス

會社ノ役員カ全ク會社ノ爲メニ契約ヲ結ヒ本人トシテ義務ヲ負フノ意思ナキニモ拘ハラス其事ヲ明示セサリシカ爲メ本人トシテ義務ヲ負フヲ免カレスト判決セラレタル例ハ取締役又ハ其他ノ役員カ會社ノ爲メニ約束手形ヲ振出シ又ハ會社ノ引受クヘキ爲替手形ニ自ラ引受人トシテ記名シタル場合ニ於テ殊ニ多シト

ス今一例ヲ擧ケテ之ヲ示サンニダットン、對、マルシユノ訴訟ニ於テハ或合本會社ノ取締役四名左ノ如キ約束手形ヲ振出シタリ

有限責任マン島石版會社ノ取締役タル下名等ハ年六朱ノ割合ヲ以テ利息ヲ付シ一千六百磅ヲヂエー、デーイー氏へ仕拂フヘキコトヲ茲ニ約定ス但シ下名等カ此約定ヲ爲ス所以ノモノハ同氏へ此金額ヲ仕拂フノ義務ヲ下名等正當ニ負擔シタルカ故ナリ

年月日

(取締役四名各自茲ニ記名セリ)

會社
ノ印

會社ノ印章ニ相違ナキコトヲ保証ス

エル、エル(記名)

此場合ニ於テ既ニ會社ノ印章ヲ押捺シアルニモ拘ハラス英國ノ

(第九編役員ノ負擔スヘキ義務)

クオース、ペンチ裁判所ハ此手形ヲ以テ會社カ其代理人タル取締役ヲシテ振出サシメタルモノト認ムル能ハス取締役ハ己レノ名義ヲ以テ之ヲ振出シタルモノナレハ此手形ノ金額ヲ名宛人ニ仕拂フヘキ義務ヲ負擔セルモノハ會社ニアラスシテ之ニ記名シタル四名ノ取締役ナリト判決セリ蓋シ其判決ノ理由トスル所ハ右ノ手形ニ「有限責任マン島石版會社」ノ取締役タル下名等ト云ヒタルハ之ニ記名シタル四名ノ何人ナルコトヲ詳ニシ同名異人ヲ避クルノ意思ナリト認メサルヘカラス故ニ此手形ノ文言ニ依レハ取締役各自連帶シテ仕拂義務ヲ負フタルモノニシテ會社ニ仕拂義務ヲ負ハシムルノ文意アラサルヲ以テ單ニ會社ノ印章ヲ押捺シタルノ事實ニ依リ此手形ヲ以テ會社ノ證書ト認ムルコトヲ

得スト云フニ在リ

右ノ如キ判決ハ英國ノ判決録中往々見ル所ニシテ皮相ノ見ヲ以テスレハ英國ノ裁判所ハ唯空理ニ趨リ現ニ證書ヲ認メタル者自ラ之ニ依テ義務ヲ負フノ意思ナクシテ反テ其代表スル所ノ本人ニ義務ヲ負ハシムルノ意ナルニモ拘ラス又其證書ヲ受領スル所ノ人モ其證書ヲ認メタル人ヨリ仕拂ヲ受クルノ意ナク其本人ヲシテ仕拂ハシムルノ意思ナルコト判明ナルニモ拘ハラステニ證書ノ文句ニ拘泥シテ本人ノ負擔タルヘキ義務ヲ代理人ニ負ハシムルモノ、如シト雖モ此ノ如ク斷定スル者ハ英國ノ裁判所カ精密ニ事實ヲ審査シ苟クモ人ノ權利義務ニ關スルコトニ付キ法廷カ濫リニ推測ヲ下スコトナク以テ實際ニ於テ弊害ノ生スル憂ナ

カラシムル所以チ了解セサル者ト云ハサルヘカラス右石版會社ノ取締役カ認メタル約束手形ノ場合ニ於テモ取締役ハ會社ノ代理人トシテ記名セス自己ノ名義ヲ以テ約束手形ヲ振出セリ然ルニ會社ノ取締役タル下名等ト記載シアルコト及ヒ會社ノ印章ヲ押捺シタルノ事實ニ依リ此手形ヲ以テ會社カ代理人ヲシテ振出サシメタルモノト認ムルニ於テハ是レ人ノ權利義務ニ關スルコトニ付キ法廷カ濫リニ推測ヲ下スモノニシテ若シ斯ル場合ニ於テ法廷ノ推測ニ依リ會社ニ仕拂義務アリテ取締役ニ義務ナシトセンニハ實際商業社會ノ取引ニ於テ言フヘカラサルノ弊害ヲ生スヘキナリ又取締役カ現實會社ノ爲メ約束手形ヲ振出ス場合ニ於テハ其代理人トシテ記名スルモノナルコトヲ手形ニ記載セハ

之ニ依テ義務ヲ負フノ憂ヲ容易ニ避クルヲ得ヘシ然ルニ已レ自ラ仕拂人ト爲ルヘキ証書ヲ認メ之ニ會社ノ印章ヲ押捺シ曖昧模糊ノ間ニ己ノ責任ヲ免レントスルカ如キハ法律ノ許サ、ル所ニシテ自己ハ不注意ニ依リ各人カ自ラ不慮ノ損害ヲ招クハ法律ノ救フ能ハサル所ナリ

以上述フルカ如クナルヲ以テ英國ノ裁判所ハ代理人ニ於テ若シ義務ヲ免カレント欲セハ明ラカニ代理人トシテ契約ヲ結ヒ之ニ依リ自ラ義務ヲ負ハサルコトヲ對手方ニ明示セサルヘカラスト爲スモノナリ之ニ反シ亞米利加合衆國ノ裁判所ハコンチクチカット州ノ裁判所ニ於テ判決シタルハヴエー、對、マ、ヂ、ル、ノ、訴、訟、ニ、於、テ、判、事、ス、ウ、キ、フ、ト、氏、カ、云、ヘ、ル、カ、如、ク、代、理、人、ノ、認、メ、タ、ル、証、書、ニ、ハ

故ラニ代理人トシテ記名スルモノナルコトヲ記載スルニ及ハス
 若シ全体ノ文意ヨリ推シテ代理人トシテ認メタルコト明瞭ナル
 ニ於テハ代理人ハ其証書ニ付キ義務ヲ免カレ本人ノミ義務ヲ負
 フモノト爲スカ如シ又合衆國ノ高名ナル法律著述家判事ストー
 リー氏モ其著述ニ係ル約束手形ト題スル書ニ於テ云ヘルコトア
 リ曰ク「若シ手形ノ文意全体ヲ按スルニ本人ヲシテ手形面ノ金額
 ヲ仕拂ハシムルノ意ニシテ代理人ニ仕拂義務ヲ負ハシムルノ意
 ニアラサルコト判明ナルニ於テハ手形ノ文言如何ニ拘ハラズ本
 人ノミ仕拂義務ヲ負フヘシ」ト故ニ合衆國ニ於テハ「吾等ハ金若干
 弗チ某ニ仕拂フヘシ」ト記載シ「書記ダヴリユー、ビー、エス」ト記名シ
 アル手形又ニ「デー、デー」會社ノ會計主任タル拙者ハ金若干弗チ某

ニ仕拂フヘシ」ト記載シ「デー、デー」會社ノ會計主任「デー、エル、シー」ト
 記名シタル手形ヲ以テ會社ノ約束手形ナリト判決シタルカ如キ
 例少ナカラス

第二則 本人タルヘキ會社ナクシテ濫リニ某會社ノ役員ナ
 リト稱シ他人ト契約ヲ取結ヒタル者ハ其契約ニ付キ全ク
 義務ヲ負擔ス

本人ナクシテ自ラ代理人ト稱シタル者カ契約ヲ取結ヒタルトキ
 追認ニ依リ其代理人ノ義務ヲ免カレシムルコトヲ得スト爲スハ
 代理法ノ原則ナルヲ以テ若シ會社ノ發起人カ他人ト契約ヲ結ビ
 其會社設立セラレサルトキハ其契約無効タルヘキコトヲ示サ、
 ルニ於テハ現ニ存在セサル所ノ本人ニ代リ契約ヲ取結ヒタルモ

ノナレハ其發起人ハ會社ノ負擔タルヘキ義務ノ全部ヲ自ラ引受ケサルヘカラス而シテ會社設立ノ後ニ於テ假令會社カ之ヲ追認スルモ特ニ法律カ明文ヲ掲ケテ反對ノ規定ヲ設ケサル以上ハ其追認ハ發起人ヲシテ義務ヲ免カレシムルノ効力アルモノニアラス

第三則 會社ノ取締役若クハ其他ノ役員ニ於テ其權限ヲ詐リ又ハ假令詐ヲ云ハサルモ其所爲ニ依リ人ヲシテ己レノ權限ヲ誤認セシメ以テ他人ト契約ヲ取結ヒタルトキハ其役員ノ權限外ナルノ故ヲ以テ會社カ義務ヲ負ハサル場合ニ於テハ其契約ノ對手方ハ役員ノ權限ヲ超越シタルコトヲ知ラサル場合ニ限り役員其人ニ對シ損害賠償ヲ要求スルノ權アルモノトス

凡ソ代理人カ他人ト契約ヲ結フニ當リ其權限ヲ詐ルカ又ハ其權限ヲ詐ルノ意ナクシテ自ラ己レノ權限ヲ誤認シ其權限ヲ超越シタル場合ニ於テ本人若シ其代理人ノ契約ヲ追認セサルトキハ代理人ヲシテ其契約ニ付キ義務ヲ負ハシムルハ代理法ノ原則ナリ是代理人カ本人トシテ契約シタルカ故ニ非スシテ其本人ノ名義ヲ以テ行フ所ノ事柄ハ其委任セラレタル權限内ナルコトヲ契約ノ對手方ニ對シ擔保シタルモノト認メサルヲ得サルカ故ナリ而シテ此原則ハ會社ノ取締役及其他ノ役員ニモ亦適用スヘキモノトス故ニチエリ、對チーストラ、シヤ殖民地銀行ノ訴件ニ於テ一會社ノ取締役二名ハ其會社ヨリ仕拂ヲ爲スヘキトキハ某銀行ヘ宛テ會社ノ名義ヲ以テ小切手ヲ振出スヘキコトヲ同會社ノ支

配人シ一ナル者ニ命シ其權限ヲシ一ニ委任シタル趣チ同銀行へ通知シ置キタル場合ニ於テ取締役ハ之ヲ委任スルノ職權ヲ有セザリシト雖モシ一カ振出シタル小切手ハ取締役自ラ振出シタルモノト同一ノ効アリト判決セラレタリ何トナレハ取締役ハシ一ニ之ヲ委任スルノ權限アルコトヲ銀行ニ對シ擔保シタルモノナレハナリ

然レトモ右ノ如ク取締役カ權限外ノ所爲ヲ爲シタルトキ其所爲ニ依リ生シタル所ノ義務ヲ負擔スルハ對手方ニ於テ其權限ヲ超越シタルコトヲ認知セサル場合ニ限ルモノニシテ若シ對手方ニ於テ之ヲ認知シタルカ又ハ現ニ之ヲ知ラサルモ其權限外ナルコトヲ容易ニ知り得ヘキ事情アルニ於テハ對手方ハ取締役ニ對シ

損害要償ノ權アルモノニアラス然リ而シテ會社ノ役員ノ權限ハ通常定款等ニ依リ明ニ規定セラル、モノニシテ會社ノ定款ハ何人ト雖モ容易ニ展閱スルヲ得ルモノナルカ故ニ役員カ權限外ノ所爲ヲ爲シタル場合ニ於テ對手方カ其越權ノ所爲ナルコトヲ知ル能ハサルコトハ殆ント實際ニ於テ稀ナルカ如シト雖モ定款ノ明文ニ依リ取締役ノ權限ニ屬セサルモ其暗ニ委任セラレタリト認ムヘキ權限ニ至リテハ甚タ明瞭ナラサルコト勘カラサルカ故ニ此点ニ關シテハ往々訴訟ノ起ルヲ見ルナリ

第四則 會社ノ代理人タルノ資格ヲ以テ契約ヲ取結ヒタル取締役及其他ノ役員ハ會社ニ於テ其契約ヲ履行スヘキコトヲ保証シタルモノト認定スルヲ得ス

會社カ其代理人ノ爲シタル契約ヲ故ナクシテ履行スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ履行スルノ資力ヲ失フタル場合ニ於テ其契約ノ對手方ヨリ役員ヲ相手取り訴ヲ起シ損害ノ賠償ヲ要求シ又ハ其他ノ救済ヲ求ムルハ實際ニ於テ其例少シトセス然レトモ役員ハ單ニ會社ニ代リテ契約ヲ取結ヒタルノ事實ニ依リ擔保ノ義務ヲ負フモノニアラスフ。ア、グソン、對、ウ、ルソンノ訴訟ニ於テ判事ケーア、ン、ス、氏云ヘルコトアリ曰ク會社ノ取締役カ其職務上會社ノ爲メニ契約ヲ取結ヒタルトキハ該契約ノ對手方ハ會社ト契約ヲ取結フモノニシテ取締役ハ會社ノ代理人タルニ過キサレナリ故ニ若シ代理法ノ規則ニ依リ本人ノミ義務ヲ負ヒ代理人ニ於テ義務ヲ負フコトアラサル場合ニ於テハ會社ノ取締役モ亦義務ヲ負フコトナシト

トナシト
會社ノ取締役カ自己ノ權限ヲ詐リタルニアラスシテ會社ノ權限ヲ詐リ他人ヲシテ其權限ヲ誤認セシメタル場合ニ於テ取締役ハ損害賠償ノ義務アリヤ否ヤノ點ニ付一言スヘシ凡ソ會社ノ權限ハ其設立書類ニ依リ規定セラル、モノナルカ故ニ他人ノ妄言ヲ信シテ會社ノ權限ヲ誤認シタル者ハ他人ノ言ヲ聞キ法律ヲ誤解シタルト敢テ異ナルコトナシ而シテ法律ノ解釋ニ付キ他人ノ申述シタル妄言ヲ信シ之ニ依リテ損害ヲ蒙リタル者ハ其誤解ヲ下シタル人ニ對シ損害賠償ノ權ナキト其理同一ナルカ故ニ取締役ハ會社ノ權限ニ付キ故ラニ事實ヲ詐リタルニアラサル以上ハ損害賠償ノ義務アルコトナシ

第二章 役員カ自己ノ私犯ニ付キ負擔スヘキ義務

凡ソ人ハ已ノ行フタル所爲ニ因リ他人ノ權利ヲ害スルトキハ假令代理人トシテ其所爲ヲ行フタルモモセヨ又之ニ依リ他人ノ權利上損害ヲ及ホスヘキコトヲ豫知セスシテ其所爲ヲ行フタルニモセヨ既ニ或ル所爲ヲ行フノ意思ヲ以テ之ヲ行ヒ其所爲ニ依テ他人ノ固有ノ權利ヲ害シタル以上ハ必ス損害賠償ノ義務ヲ負フモノナリ

契約ノ場合ニ於テハ若シ代理人之ニ依リ自ラ義務ヲ負ハサルヘキコトヲ對手方ニ示シ對手方モ亦之ヲ承諾シ其代理人カ代表スル所ノ本人ニ信ヲ置キ契約ヲ取結ヒタルトキハ契約者双方ノ意思ハ單ニ本人ニノミ義務ヲ負ハシメントスルコト明瞭ナルヲ以

テ對手方ハ其本人ニ對シ契約ノ履行ヲ求メサルヘカラス又若シ本人ニ於テ契約ヲ履行セサルトキハ其破約ニ依リ生シタル損害ハ單ニ本人ヲシテ之ヲ賠償セシムルニ止リ代理人ヲシテ之ヲ賠償セシムルノ理アラサルナリ之ニ反シ私犯ノ場合ニ於テハ私犯ヲ行フタル者ノ意思如何ニ拘ハラズ其當サニ盡スヘキノ注意ヲ怠リ其不注意ニ依リ他人ノ權利ヲ害シタル以上ハ必ス行害者ヲシテ賠償ノ義務ヲ負ハシムルモノナリ何トナレハ各人ハ他人ノ權利ヲ害セサルノ義務アルモノニシテ若シ法律カ各人ヲシテ盡サシムル所ノ注意戒慎ヲ怠リ之ニ依リテ他人ノ權利ヲ害シタルトキハ被害者ニ損害ヲ蒙ラシメタル原因ハ其怠リタル所ノ不注意ニ在ルヲ以テ法律ハ其注意ヲ欠キタル人ヲシテ賠償ノ責任

ヲ負ハシムルナリ故ニ代理人カ本人ヨリ委任セラレタル事柄ヲ行フニ方リテモ亦他人ノ權利ヲ侵害セサルコトヲ勤ムルノ義務アルモノニシテ若シ此義務ヲ盡サ、ルニ於テハ假令本人ノ命令ニ依リ或ル所爲ヲ爲シタルニモセヨ本人ノ命令ニ從ヒ他人ノ權利ヲ害シタルハ則チ自ラ各人ニ對シ負フ所ノ義務ヲ怠リタルモノナレハ本人カ其代理人ノ所爲ニ付キ損害賠償ノ責任アルト否トニ拘ハラズ代理人ハ被害者ノ損害ヲ賠償スルノ義務ヲ免カルコトヲ得ス然レトモ若シ代理人ノ所爲ハ果シテ被害者ノ損害ヲ生シタル一原因ニアラスシテ代理人ハ唯本人カ他人ノ權利ヲ害スヘキ所爲ヲ行フノ機械タルニ止マルトキハ代理人ハ義務ヲ負フヘキモノニアラストス茲ニ一例ヲ舉ゲテ其理ヲ詳ニセン

甲ナル者乙ノ手ヲ執リ丙ヲ毆打シタリトセンカ此場合ニ於テ乙ハ丙ヲ毆打スルコトヲ欲セス甲ノ手ヲ振離サントスルモ甲之ヲ離サス遂ニ甲ノ爲メニ丙ヲ打タシメラレタルトキハ乙ハ甲カ私犯ヲ行フノ機械トナリタルニ止マリ自ラ其所爲ヲ行フタルモノニアラス斯ル場合ニ於テ固ヨリ乙ニ損害賠償ノ義務アリト爲スヘカラサルハ論ヲ俟タス又甲ナル者將サニ乙ヲ殺害セントスルニ依リ乙ハ自己ノ身軀ヲ防衛セントシ幸ヒ拳銃ヲ携帯シ居リタルヲ以テ甲ヲ目掛ケテ發砲シタルニ圖ラス彈丸飛流シ其傍ニ居合セタル所ノ丙ニ傷ヲ負ハシメタリトセンカ此場合ニ於テ乙果シテ通常一般ノ人カ危急ニ迫リタル際ニ施シ得ヘキ丈ケノ注意ヲ用ヒテ發砲シタル以上ハ丙ニ對シ損害賠償ノ義務ナシトスル

ハ各國法律ノ通義ナリ蓋シ斯ル場合ニ於テハ乙ハ任意ノ所爲ヲ行フタルモノニアラスシテ丙カ彈丸ニ依リ負傷シタルハ甲カ乙ヲ殺害セントセシ所爲ノ結果ナレハナリ
 以上説明シタル所ノ私犯法ノ原理ヲ會社ノ役員ニ適用シ役員カ其職務上行フタル所爲ニ依リ他人ニ損害ヲ蒙ラシムルコトアルモ損害賠償ノ責任ヲ免カル場合ヲ示サム
 取締役會議ニ於テ調製シタル會社ノ事業報告書中ニ虛空ノ事實記載シアルモ會社ノ書記之ヲ匿ラス取締役ノ命ニ依リ之ヲ印刷ニ附シ刊行ノ後各株主ニ之ヲ配送シタリトセンカ斯ル場合ニ於テハ書記ハ唯會社ノ事務ヲ總括スル所ノ取締役カ詐僞ヲ行フノ機械トナリタルニ止マリ詐僞ヲ行フノ所爲ニ參與シタルモノニ

アラス故ニ損害賠償ノ責任アルモノト爲スヲ得ス合衆國ニユイヨーク州ニ於テ起リタルウエークマン、對、ダレル、ノ訴訟ニ於テ取締役全休ノ名義ヲ以テ發表シタル報告書中ニ事實ト相違シタル事柄ヲ記載シタルモ其相違セルコトヲ知ラサル所ノ取締役ハ其不當ノ報告ニ付キ責任ヲ有セスト判決セラレタルカ如キハ即チ此理ニ基クモノナリ然レトモ假令其事實ト相違セルコトヲ知ラサル取締役ト雖モ若シ之ヲ知ラサルハ其職務上懈怠アリタリト認ムヘキ場合ニ於テハ之ニ依リ生シタル損害ヲ賠償スルノ義務ヲ免カレサルヘキナリ

第十篇 會社ノ解散

第一章 會社解散ノ原由

凡ソ特許會社ハ獨立シテ財産ヲ所有シ權利ヲ得義務ヲ負ヒ動産
不動産ヲ領得シ又訴訟ニ付キ原告又ハ被告トナリ凡ソ其營業事
務ヲ處理スルニ當テハ一己人タルノ資格アルモノナリ而シテ法
律カスノ如ク無形人ノ存在ヲ見認ムル所以ノモノハ會社カ能ク
其義務ヲ履行シ其營業ニ依テ社會ヲ裨益スルコト鮮少ナラサル
ヲ以テナリ故ニ若シ會社ニシテ其資金不相應ノ負債ヲ負ヒ又ハ
其特權ヲ濫用シ若クハ其他ノ原由ニヨリ其業務ヲ維持スルコト
能ハサルニ至リ又ハ其存立スルカ爲メ社會一般ニ不利益ヲ來ス
カ如キ弊害アルニ於テハ之ヲ解散セシメ以テ其存在ヲ消滅セシ

其ノ可カクテハ、
 日本商法草案接第二百二十六條ハ合名會社ノ解散スヘキ原由ヲ示シ
 テ曰ク、
 會社ハ左ノ諸件ニ因テ解散ス
 第一 會社存立時期ノ滿了
 第二 會社契約ニ定メタル解散事由ノ起發
 第三 總社員ノ承諾
 第四 會社ノ破産
 第五 裁判所ノ命令
 又タ我商法草案ハ合資會社ノ解散スヘキ原由ニ關シテハ特ニ正
 條ヲ掲ケサレトモ同會社ニ關スル條項ヲ掲ケタル節中一條ヲ設

ケテ合資會社ハ此節ニ定メタル規定ノ外凡テ合名會社ノ規定ニ
 從フ〔第三百三十七條〕ト規定シタルヲ以テ合資會社モ亦右ニ掲ケタ
 ル合名會社解散ノ事由ニヨリテ解散スヘキモノトス
 我商法草案第二百三十條ハ株式會社解散ノ原由ヲ示シテ曰ク
 會社ハ左ノ諸件ニ依テ解散ス

- 第一 定款ニ定メタル場合
- 第二 株主ノ任意ノ解散
- 第三 株主ノ七人未滿ニ減シタルコト
- 第四 資本ノ四分一未滿ニ減シタルコト
- 第五 會社ノ破産
- 第六 裁判所ノ命令

右ノ如クナルヲ以テ日本商法草案ニ定メタル合名會社及ヒ合資會社ノ解散理由ノ第一(會社存立時期ノ滿了)及ヒ第二(會社契約ニ定メタル解散事由ノ起發)ト株式會社解散ノ第一ノ理由即チ定款ニ定メタル場合ハ皆ナ同一種ノ理由ニ屬スルモノナリ何トナレハ(會社存立時期ノ滿了)トハ社員カ豫メ相互ノ契約ヲ以テ會社解散ノ時期ヲ定メタルトキ其時期ノ到來シタルニヨリ會社カ解散スルモノニシテ(會社契約ニ定メタル解散事由ノ起發)トハ社員カ豫メ契約ヲ以テ何々ノ事由起リタルトキハ會社ヲ解散スヘシト約定シタルニヨリ其事由ノ起發シタルカ爲メ會社カ解散スルヲ云フ然リ而シテ會社ノ定款ハ株式會社設立ノ當時ノ社員及ヒ將來株主トナルヘキモノヲ羈絆スヘキ契約ナルヲ以テ此三個ノ理由

ニヨリ會社カ解散スル場合ニ於テハ皆ナ豫メ社員ノ承諾ヲ以テ定メタル所ノ解散事由ノ惹起シタルニヨリ會社カ解散スルモノト云フヘシ又合名會社及ヒ合資會社ノ解散スヘキ第三ノ理由即チ(總社員ノ承諾)ト株式會社解散ノ第二ノ理由タル(株主ノ任意ノ解散)トハ互ニ相類スルモノナリ故ニ會社解散ニ關スル事項ヲ説明スルニ方テハ株式會社ノ場合ニ付キ之ヲ叙述スレハ他ノ會社ノ解散ノ場合ハ特ニ説明セサルモ自カラ判明ナルヘシ且ツ會社法ニ於テ會社ノ模範トシテ論究スヘキモノハ株式會社ナルヲ以テ本書ニ於テハ日本商法草案第二百三十條ニ掲ケタル理由ヲ標準トシ該草案ニ正條ナキ事項及ヒ會社ノ解散ニ係ル詳細ノ手續ニシテ到底商法草案ノ條文ノ上ニ於テ窺知シ得サル細微ノ點ニ

至リテハ英國會社法ノ規定及ヒ英國ノ裁判所ニ於テ採用セル手續等ヲ掲クヘシ

第二章 會社散解ノ手續

第一節 總論

英國ニ於テ實際ニ行ハル、商事會社散解ノ手續ハ「ワインディング、アップ」則チ收結ト稱スル手續ニシテ「ワインディング、アップ」ナル語ノ意義ヲ詳解スレハ會社カ營業ヲ廢止シ其事務ヲ收結スルト云フノ意ナリ故ニ收結ト解散トハ同一ノ事柄ニアラス例ヘハ裁判所ノ命令ニ因リ會社カ解散スル場合ニ於テハ裁判所ハ先ツ事務收結ノ命令ヲ發シ會社ノ殘務ヲ盡ク收結セシメ而シテ後更ニ解散命令ヲ發スルモノナレハ收結ハ會社解散ノ手續ト云ハサルヘカラ

ス

英國法律ニ依レハ事務收結ノ手續ヲ分テテ左ノ三種トナセリ

一、裁判所ノ命令ニ因ル收結

二、任意ノ收結

三、裁判所ノ監視ヲ受ケテ執行スル收結

右三法ノ一ニ依リ會社カ事務收結ノ手續ヲ完了シタルトキハ必ラス解散スルモノニシテ會社ハ其殘務ヲ收結セスレテ濫リニ解散スルコトヲ得サルハ勿論ナレハ會社ノ解散モ亦タ分チテ左ノ三種トナスコトヲ得ヘシ

一、裁判所ノ命令ニ因ル會社ノ解散

二、任意ノ會社解散

(第十編會社ノ解散)

三、裁判所ノ監視ヲ受ケテ執行スル會社解散

英國ノ一千八百六十二年ノ會社條例ニ依レハ該條例ノ支配ヲ受クル所ノ會社ハ左ノ場合ニ於テ裁判所ノ命令ニ依リ其事務ヲ収結シ解散スルモノトス

(一) 裁判所ノ命令ヲ受ケテ解散スヘシトノ特別決議ヲ會社ニ於テ下シタルトキ

(二) 會社ニ於テ其設立ノ許可ヲ得タル時ヨリ滿一ケ年ヲ經過シ其事業ヲ開始セサルカ又ハ一ケ年間其營業ヲ停止シタルトキ

(三) 株主ノ員數七人以下ニ減シタルトキ

(四) 會社ニ於テ其負債ヲ辨償シ能ハサルトキ

(五) 裁判所ニ於テ會社ヲ解散セシムルヲ至當ト見認メタルトキ

右千八百六十二年ノ會社條例ニ於テ特別決議(スペシヤル、レゾリユーション)ト稱スルハ株主總會ニ於テ下シタル決議ニシテ左ノ條件ヲ完備スルモノヲ云フ

- 一、總會ニ出席シタル株主員數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ可決シタルコト但シ會社ノ定款ニ依リ代人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ許シタル場合ニ於テハ出席ノ株主及代人ノ員數ヲ通算シ其四分ノ三以上ノ同意アリタルヲ要ス
- 二、右決議ノ事項ヲ其總會ニ於テ議スヘキコトヲ豫メ各株主ニ通知シタルコト(此ノ通知ノ方法ハ會社ノ定款ヲ以テ定

メタル規定ニ係ル)

三、右議決ノ可否ヲ更ニ審理スル爲メ開キタル次回ノ總會ニ於テ出席株主ノ多數決ニ依リ其決議ヲ承認シタルコト但シ此次回ノ總會ハ右決議ヲ下シタル總會ヲ開キタル日ヨリ必ラス十四日以上ヲ隔ツルヲ要スト雖モ前回總會ノ後三十日以内ニ開キタルモノニアラサレハ其承認ハ有効ナル能ハス又其開會ノ旨ヲ豫メ各株主ニ通知シタルヲ要ス

(此通知ノ方法モ亦會社ノ定款ヲ以テ定メタル規定ニ依ル) 右兩度ノ總會ニ於テ決ヲ取ルニ方リ議長ハ可決者ト否決者ノ員數ニ依リ決議ノ如何ヲ認定スルノ權ヲ有ス然レモ若シ五名以上ノ株主ニ於テ投票ニ依リ決ヲ取ランコトヲ要求スル時ハ各

出席株主ノ有スル議決權ヲ調査シ(若シ代人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ許シタル場合ニ於テハ其代人ノ代表スル所ノ株主ノ有スル議決權ヲモ調査シ)株主(及代人若シ之アラハ)ヲシテ投票セシメ前回ノ總會ニ在テハ出席株主ノ有スル議決權(及代人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ許シタル場合ニ於テハ代人ヲ差出シタル株主ノ有スル議決權)總數ノ四分ノ三以上可決ヲ表シタルニアラサレハ總會ノ可決シタルモノト爲スコトヲ得ス又次回ノ總會ニ在テハ出席株主(及代人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ許シタル場合ニ於テハ代人ヲ差出シタル株主ノ有スル議決權)總數ノ多數ニ依リ可決シタルニアラサレハ總會ノ承認アリタリト爲スヘカラス(一千八百六十二年會社條例第五十一條)

又同條例ニ依リ支配セラル、所ノ會社ハ左ノ場合ニ於テ任意解散スルコトヲ得ルモノトス

(一) 定款ヲ以テ定メタル營業期限滿了シタルカ又ハ其解散事由起發シタルニ由リ株主總會ニ於テ任意解散ノ決議ヲ下シタルトキ

(二) 任意解散ノ特別決議ヲ下シタルトキ

(三) 會社負債ノ爲メ其營業ヲ繼續スル能ハサルニ依リ之レヲ解散スルヲ至當ト認メ其特別決議ヲ下シタルトキ

同條例ニ於テ裁判所ハ監視ヲ受ケテ執行スル會社解散ト稱スルハ會社ニ於テ任意解散ノ決議ヲ下シタル場合ニ於テ若シ會社ノ債主若クハ株主ヨリ裁判所ニ申立テ會社ノ解散事務ヲ裁判所ニ

於テ監視セラレンコトヲ請フ時ハ裁判所ハ會社ニ對シ命令ヲ發シ會社ハ其決議ノ如ク任意収結ノ手續ヲ行フヘシト雖モ凡テ其事務収結ニ關スル事項ニ付キ裁判所ノ監視ヲ受クヘキ旨ヲ申達シ會社ヲシテ其監視ノ下ニ立タシメ以テ其事務収結ノ手續ヲ完了セシムルヲ云フ(千八百六十二年ノ會社條例第四百十七條、第四百十八條、第四百十九條)

右ノ如ク英國ノ法律ニ於テハ判然収結ノ手續ヲ分ツテ三種トナセリ即チ千八百六十二年ノ會社條例ハ第七十九條ヨリ第二百二十八條ニ至ル各條項ヲ以テ裁判所ノ命令ニ依リ執行スル収結ニ關スル事項ヲ規定シ又其第二百二十九條ヨリ第四百十六條ニ至ル各條項ヲ以テ任意収結ニ係ル事項ヲ規定シ而シテ其第四百十七條

以下第百五十二條ニ至ル各條項ヲ以テ裁判所ノ監視ヲ受ケテ執行スル収結ニ付規定ヲ設ケタリ然ルニ我商法草案ニハ是等ノ區別ヲ明示シタル條項ナキカ故ニ其収結ノ手續ニ至リテハ或ハ英國法ト大ニ其趣ヲ異ニスルカ如キノ觀ナシトセス然レモ其サニ之ヲ翫味セハ其實決シテ然ラサルモノアリ我商法草案ニハ収結ノ手續ニ係ル詳細ノ事項ハ之ヲ明示セラレサルヲ以テ我國ニ於テ果シテ如何ナル手續ヲ採用スヘキヤハ固ヨリ未タ之レヲ知ルニ由ナシト雖モ我草案ノ條文ニ依ルモ尙ホ此ノ三種ノ區別アルヘキハ疑ノ存セサルモノト信ス乞フ左ニ其理由ヲ説明セム

左表ハ即チ我商法草案ニ掲ケタル會社解散ノ原由ヲ示スモノナリ

株式會社解散ノ原由	合名會社及合資會社解散ノ原由
一 定款ニ定メタル場合	會社存立時期ノ滿了又ハ會社契約ニ定メタル解散事由ノ起發
二 株主ノ任意ノ解散	總社員ノ承諾
三 株主ノ七人未滿ニ減シタルコト	
四 資本ノ四分一未滿ニ減シタルコト	
五 會社ノ破産	會社ノ破産
六 裁判所ノ命令	裁判所ノ命令

右六個ノ原由ノ内第五ノ場合即チ會社カ破産ニ依リ解散スル場合ニ於テハ一般ノ破産法(日本商法草案第三編)チ會社ニ適用スヘキカ故ニ商法草案第九百七十八條ニ「商ヲ爲スニ當リ支拂ヲ停止スルモノハ自己若クハ債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ因リ裁判

所ノ決定ヲ以テ破産者トシテ宣告セラルト規定シタル條項ハ會社ニモ亦適用セサルヘカラス左レハ會社ノ場合ニ在テハ株主總會ノ決議ニ因リ又ハ會社ノ債主若クハ株主ノ申立ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ニ因リ裁判所ノ決定ヲ以テ會社ヲ破産者ト宣告シ其事務ヲ收結セシムヘキカ故ニ會社ノ破産ハ英國法律ノ所謂裁判所ノ命令ニ因リ會社ヲ解散スル原由トナルヘキナリ又第一第三第四ノ原由アル場合ニ於テ會社カ總會ニ於テ解散ノ決議ヲ下シタルトキハ裁判所ノ命令ヲ俟タス其殘務ヲ收結シ解散スルコトヲ得ヘシト雖モ若シ其原由アルニ因リ會社カ當リニ解散スヘキ筈ナルニ總會ニ於テ解散ノ決議ヲ下サルトキハ會社ノ債主若クハ株主ハ裁判所ニ申立裁判所ノ命令ニ依リ解散セシムルノ外ア

ラサルヘシ然レハ會社カ裁判所ノ命令ニ依リ解散スル場合ハ單ニ右ノ表ニ掲ケタル第六ノ原由ノミニ止マラサルモノト知ルヘシ現ニ我商法草案第二百三十二條ハ會社解散ノ場合ニ於テハ取締役ハ總會ヲ召集シ解散ノ決議ヲ取ルト規定スト雖モ同草案第二百三十三條ハ前條ニ掲ケタル解散ノ決議又ハ清算人ノ撰定ヲ爲サルトキハ地方裁判所ハ債權者若クハ株主ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ因リ其命令ヲ以テ決議ニ換ヘ又ハ清算人ヲ任スルコトヲ得ト云ヒ如何ナル場合ニ於テモ若シ債主若クハ株主ノ申立ニ因リ裁判所ニ於テ相當ト認メタルトキハ其命令ヲ以テ會社ヲ解散セシムルヲ得ヘキコトヲ示セリ

又我商法草案第二百三十五條ニ地方裁判所ハ解散及清算ノ實況

ヲ監視スルノ權アリトアレテ以テ見レハ會社カ事務収結ノ手續ヲ行フニ當リ裁判所ノ監視ノ下ニ置カル、トアルハ勿論ナレモ裁判所ノ命令ニ因ラス總會ノ決議ニ因リ解散スル場合ニ於テハ會社ハ裁判所ノ干渉ヲ受ケサルコトモアルヘシ何トナレハ第二百三十五條ハ「地方裁判所ハ解散及精算ノ實況ヲ監視ス」ト云ハスシテ裁判所ハ「監視スルノ權アリ」ト云ヘリ故ニ會社ノ解散スルニ當リ其殘務ノ收結ヲ監視スルトセサルトハ全ク地方裁判所ノ自由權内ナリト云ハサルヘカラス

右ノ如クナルヲ以テ會社解散ノ手續ハ英國法律ノ區別ニ依リ裁判所ノ命令ニ因ル解散ノ手續ト任意解散ノ手續ト裁判所ノ監視ヲ受ケテ執行スル解散ノ手續トヲ各別ニ叙述スヘシ

第二節 裁判所ノ命令ニ因ル會社解散

會社カ裁判所ノ命令ニ因リ業務ヲ収結スルトキハ特ニ裁判所カ職權ニ因リ其命令ヲ發スル場合ヲ除クノ外、會社ノ債主若シハ株主ヨリ裁判所ヘ會社解散命令ノ請求ヲ爲サルヘカラス此請求ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其申立人ヲ審問シ果シテ受理スヘキモノト認ムルニ於テハ會社ノ役員、債主、及株主ノ陳述ヲ聽キ若シ解散セシムヘキ相當ノ理由アリト認メタル時始メテ命令ヲ發スヘキハ其手續上必ラス然ラサルヲ得サルモノトス而シテ此申立ヲ爲シタルトキ其申立ヲ爲シタルコトノ公告ニ關シテハ我商法草按ニ明文ナシト雖モ實際ニ於テハ此公告ヲ爲スニ至ルヘシ何トナレハ債主ヨリ此申立ヲ爲シタル場合ニ在テハ此申立ニ

關係セサル所ノ債主及會社ノ役員并ニ株主、又或ル株主ヨリ此申立ヲ爲シタル場合ニ在テハ其申立ニ關係セサル所ノ他ノ株主及會社ノ役員并ニ債主等ヲシテ裁判所ニ於テ其申立ノ當否ニ付キ辨論スルノ便ヲ得セシムルヲ要ス然ルニ申立人ヲシテ此公告ヲ爲サシメサルニ於テハ會社ノ存廢ニ付キ重大ナル利害ノ關係ヲ有スル者ト雖モ法廷ニ出テ、辨駁スルノ期ヲ失フノ患ヒナシトセサレハナリ英國ニ於テハ千八百六十二年ノ會社條例第七十條ニ依リテヤシセリ高等裁判所カ委任セラレタル權限内ニ於テ發布シタル會社條例實施細則第二條ニ依リ特ニ此公告ヲ要スルモノトセリ即チ解散申立ノ當否審理ノ爲メ裁判所ニ於テ對審ヲ開クヘキ日ヨリ七日以前ニ倫敦ガセツト新聞ニ一回及會社ノ本店所在地ノ

近傍ニ於テ發行スルニ新聞ニ各一回公告スルヲ要シ且其公告ニハ裁判所ニ其申立ヲ爲シタル日及申立人ノ宿所姓名ヲ明示スヘキモノト規定セリ

又株主若クハ債主ヨリ此申立ヲ爲シタル場合ニ於テ會社全体ヲ代表スル所ノ役員等ハ其申立書ニ記載シタル事項ニ付キ答辨スルノ責任アルモノナレハ裁判所ニ於テ對審ヲ開クヘキ日以前ニ於テ役員等ヲシテ其申立書ヲ閱覽セシムルヲ要ス故ニ千八百六十二年ノ會社條例實施細則ノ如キハ特ニ明文ヲ掲ケテ解散命令請求ノ申立書ハ會社ヨリ提出シタル場合ヲ除クノ外必ラス之レヲ會社ニ送致スルヲ要シ會社ノ株主及ヒ債主ハ相當ノ手数料ヲ拂ヒ申立人ヨリ委任ヲ受ケタル法律事務取扱人(ソリシトル)ニ對

シ其申立書ノ寫ヲ要求スルノ權アルモノトセリ
 英國ノ會社條例ニ依レハ解散命令請求ノ申立アリタルトキハ裁
 判所ハ株主及債主全体ノ意向ヲ參酌シ若シ解散セシムルノ必要
 敢テ存セサル場合ニ於テ株主若シクハ債主ノ多數解散ヲ欲セサ
 ル時ハ其意向ニ從ヒ解散ノ命令ヲ下サ、ルモノトス而シテ其債
 主若クハ株主ノ意向如何ヲ確知スル爲メ裁判所ハ債主若クハ株
 主ノ集會ヲ催サシメ其決議ノ結果ヲ裁判所ニ報告セシムルノ權
 アルモノトス又裁判所ノ命令ニ因リ會社ヲ解散セシムル場合(即
 チ我商法草案ニ依レハ現ニ會社解散ノ原由存スルニモ拘ハラズ
 株主總會ニ於テ解散ノ決議ヲ爲サ、ルニ依リ地方裁判所カ債主
 若クハ株主ノ申立ニ依リ又ハ職權ニ依リ其命令ヲ以テ解散ノ決

議ニ換ユル場合)ニ於テハ清算人ヲ撰任スルノ權ハ裁判所ニ在ル
 モノトス而シテ英國ノ會社條例ハ此ノ如ク裁判所ヨリ命シタル
 清算人ヲ稱シテ「オフィシャル、リクイデートルス」(官撰清算人)ト云ヘリ
 我商法草案ニ於テハ官撰清算人ト株主總會ノ撰定ニ係ル清算人
 ノ職權及職務ニ關シテハ何等ノ區別アラサルヲ以テ該草案中清
 算人ノ職權及職務ニ關シテ重要ナル條項ヲ茲ニ掲ケ以テ清算
 人ノ職權及職務ノ大畧ヲ示スヘシ

第三百三十條 清算人ハ會社ノ現務ヲ結了シ會社ノ義務ヲ履
 行シ未収ノ債權ヲ行用シ現存ノ財産ヲ賣却ス又清算人ハ
 清算ノ目的ヲ超ヘテ營業ヲ保續シ又ハ新タニ取引ヲ爲ス
 コトヲ得ス又清算人ハ裁判上會社ヲ代理シ且會社ノ爲メ

和解契約及仲裁契約ヲ爲スコトヲ得

第三百三十一條 清算人ノ權ハ社員之ヲ制限スルコトヲ得ス
且重要ナル事由ニ基ク社員ノ申立ニ因リ地方裁判所ノ命
令ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ廢罷スルコトヲ得ス但其命
令ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百四十三條(第一項) 清算人ハ其撰定ノ日ヨリ六十日內
ニ會社帳簿ニ依テ其財産ノ現況ヲ取調ヘ少ナクトモ三回
ノ公告ヲ以テ債務者ニハ其債務ノ辨濟期限ニ至リタル時
直チニ之ヲ辨濟ス可ク又債權者ニハ或ル期間内ニ其債權
ヲ申出ツヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ六十日
ヲ下ルコトヲ得ス

第二百四十八條 清算人ハ委任事務ヲ履行シタル後總會ニ
計算書ヲ差出シテ其認定ヲ求ム

第二百四十九條(第一項) 清算人ハ前條ニ掲ケタル認定ヲ得
タルトキハ會社ノ債務ヲ清濟シタル殘餘ノ財産ヲ各株主
ニ其所有株數ニ應シ金錢ヲ以テ平等ニ分配ス此分配ハ總
債權者ニ辨償シタル時ヨリ三ヶ月ノ滿了ノ後ニ非サレハ
之ヲ爲スコトヲ得ス

第二百五十條 清算ノ終リタル後清算人ハ總計算書及ヒ一
般ノ事務報告書ヲ總會ニ差出シテ卸任ヲ求ム若シ總會ニ
於テ卸任ヲ許サ、ルトキハ地方裁判所ハ清算人ノ申立ニ
因リ其命令ヲ以テ之ヲ許スト否トヲ定ム但其命令ニ對シ

抗告ヲ爲スコトヲ得

第三節 任意ノ會社解散

我商法草案ニ規定シタル會社ノ任意解散ノアリ得ヘキ場合ハ該草案第二百三十條ニ掲ケタル第一第三第四ノ解散ノ原由存スルトキ會社カ第二百三十二條ノ規定ニ依リ總會ニ於テ解散ノ決議ヲ下シタル時及第二百三十條第二項ノ如ク株主總會ニ於テ特ニ任意解散ノ決議ヲ下シタル時地方裁判所カ其解散事務ニ干涉セサル場合ニ限ルモノトス而シテ右第二百三十條第二項ノ任意解散ノ決議ハ會社ノ存廢ニ關スル事柄ナルヲ以テ總會ニ於テ他ノ事項ニ付決議ヲ取ル場合ト同一ノ議決法ニ據ルヘカラサルハ勿論ナリ故ニ英國ノ會社條例ニ依レハ解散ノ決議ハ必ス特別決議

ナルヲ要ストセリ我商法草案モ第二百二條ニ於テハ總會ハ此法律ニ於テ別段ノ規定アルトキノ外定款ノ定ニ從ヒテノミ決議ヲ爲スコトヲ得定款ニ其定ナキトキハ總株金ノ少ナクモ四分之一ニ當ル株主出席シ其決議權ノ過半数ニ因テ決議ヲ爲スト定メ僅ニ總株金ノ四分之一ニ當ル株主出席シタル總會ニ於テ出席株主ノ所有スル議決權ノ過半数ニ依リ下シタル決議ヲ以テ足レリト爲スト雖モ第二百三條ハ殊更特例ヲ掲ケテ曰ク定款ノ變更及ヒ任意ノ解散ニ付テハ決議ヲ爲スニハ第二百六十四條ニ定メタル決議ノ方法ニ依ルト即チ第二百六十四條ハ左ノ如ク規定セリ

創業總會ニ於テハ創業ノ爲メ發起人ノ爲シタル契約及ヒ出費ノ認否ヲ議定シ又有價物ノ出資ヲ差入レテ株式ヲ受ク可

キ者アルトキハ其價格ヲ議定ス
 前、項、ノ、議、定、ハ、少、ナ、ク、モ、總、申、込、人、ノ、半、數、ニ、シ、テ、總、株、金、ノ、半、額、
 以、上、ニ、當、ル、申、込、人、出、席、シ、其、議、決、權、ノ、過、半、數、ニ、因、テ、之、レ、ヲ、爲、
 ス、

右ノ如クナルヲ以テ任意解散ノ場合ニ於テハ株主總數ノ半數以
 上出席シ且出席員ノ所有株金ハ會社ノ總株金ノ半額以上ニ當ル
 總會ニ於テ出席株主ノ有スル所ノ議決權ノ過半數ニ因リ下シタ
 ル決議ニ非サレハ有効ト爲サ、ルナリ然レモ第二百三條ニ於テ
 任意ノ解散ト稱スルハ第二百三十條ニ掲ケタル第二ノ解散原由
 ヲ指スモノナレハ他ノ原由ニ因リ會社カ總會ノ決議ヲ以テ解散
 スル場合ニ於テハ此例ヲ用ヒサルモノト知ルヘシ

右解散ノ決議アリタルトキハ其趣ヲ總會ニ出席セサリシ所ノ株
 主及會社ノ債主一統ニ知ラシムルコト肝要ナリ故ニ英國ノ千八
 百六十二年ノ會社條例第三百二十二條ハ特ニ明文ヲ掲ケテ曰ク「總
 會ニ於テ任意解散ノ特別決議ヲ下シタルトキハ英蘭内ニ於テ登
 録セラレタル會社ハ倫敦ガゼット新聞ニ、蘇格蘭内ニ於テ登録セ
 ラレタル會社ハエディンボローガゼット新聞ニ、愛蘭内ニ於テ登録
 セラレタル會社ハダブリンガゼット新聞ニ其決議ヲ下シタル趣
 ヲ掲載セサルヘカラス」ト又我商法草按ハ第二百三十四條ニ「會社
 ハ破産ノ場合ヲ除ク外決議後七日内ニ解散ノ原由日附及清算
 人ノ氏名住所ノ登記ヲ受ケ之ヲ地方裁判所ニ届出テ又何レハ場
 合ニ於テモ之ヲ各株主ニ通知シ其地方長官ヲ經由シテ主務省ニ

届出ツルヲ要ス」ト定メ且第二百四十三條ヲ以テ清算人ハ其撰定ノ日ヨリ六十日內ニ會社帳簿ニ依テ其財産ノ現況ヲ取調ヘ少ナクトモ三回ノ公告ヲ以テ債主ニ對シ或ル期限內ニ其債權ヲ申出ツヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要スト規定シ以テ解散ノ場合ニ於テ株主及ヒ債主ヲシテ必要ノ通知ヲ得セシムルノ方法ヲ設ケタリ」會社ノ任意解散ノ場合ニ於テ殘務ヲ收結スルニ當リ總會ノ決議ヲ要スル事件惹起シタルトキハ清算人ハ總會ヲ招集スルノ權ヲ有セサルヘカラス故ニ英國ノ會社條例モ清算人ニ與フルニ總會招集ノ權ヲ以テシ又我商法草按第二百四十七條モ左ノ如ク規定セリ

清算人ハ必要又ハ有益ト認ムルトキハ何時ニテモ總會ヲ招

集スルコトヲ得又清算人ハ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ定メタルキ又ハ總株金ノ少ナクトモ五分一ニ當ル株主ヨリ申立ツルトキハ總會ヲ招集スルノ義務アリ

清算人カ會社ノ殘務ヲ悉ク收結シタル後履行スヘキ手續ニ關シ英國ノ千八百六十二年ノ會社條例第四百十二條ハ左ノ規定ヲ設ケタリ

會社ノ殘務悉ク收結シタル時ハ清算人ハ其收結事務取扱上爲シタル支出及ヒ其領收シタル金高其領収及ヒ支出ノ理由及ヒ會社ノ財産賣却ニ關スル詳細ノ事實ヲ記載シタル計算書ヲ作り之ヲ各株主ニ檢閱セシムル爲メ總會ヲ招集スヘシ清算人ハ此總會ニ於テ清算ノ結果ヲ報告シ計算書ニ付必要

以辨明ヲ與フヘシ
此株主總會ハ公告ヲ以テ招集シ其公告ニハ開會ノ目的、日時
及場所ヲ明示スルヲ要ス

此公告ハ總會ヲ開クヘキ日ヨリ少ナクトモ一ヶ月以前ニ於
テ英蘭ニ於テ登録セラレタル會社ハ倫敦ガゼット新聞ニ、蘇
格蘭ニ於テ登録セラレタル會社ハエディンボローガゼット新
聞ニ、愛蘭ニ於テ登録セラレタル會社ハダブリンガゼット新
聞ニ登載スヘキモノトス

又我商法草按モ第二百四十八條ヲ以テ清算人ハ委任事務ヲ履行
シタル後總會ニ計算書ヲ差出シテ其認定ヲ求ムト規定シ總會招
集ノ手續ニ關シテハ第九十九條ヲ以テ左ノ規定ヲ設ケタリ

總會ノ招集ハ會日ヨリ少ナクトモ十四日前ニ其會議ノ目的
及ヒ事項ヲ示シ且定款ニ定メタル方法ニ從ヒ之ヲ爲ス

英國ノ千八百六十二年ノ會社條例ニ依レハ清算人ハ右ノ如ク總
會ヲ開キ會議ヲ了リタル後其會議ヲ開キタル事及ヒ其開會ノ時日
ヲ會社登録事務官ニ届出ツベキモノトス而シテ此届出テアリタル
時ヨリ滿三ヶ月ヲ經過スレハ會社ハ當然解散シタルモノトス又
我商法草按ニ於テハ如何ナル日時ヲ以テ會社解散ノ時ト認ムヘ
キヤノ點ニ關シテハ明文ナシト雖モ行文ノ順序ヨリ推シテ考フ
レハ第二百五十五條ノ規定ニ從ヒ清算人ヨリ清算ノ結果即チ左
ノ事項ヲ一面地方裁判所ニ届出テ一面地方長官ヲ經由シテ主務
省ニ届出テ且之ヲ公告シタル日ヲ以テ解散ノ日ト爲スモノ、如

第一 支拂又ハ示談ニ因リ總債權者ニ辨償ヲ爲シタルコト
 第二 會社ノ殘餘財産ヲ株主ニ分配シタルコト及其分配ノ
 金額

第三 清算費用ヲ辨濟シ及清算ニ付生シタル請求ヲ辨了シ
 タルコト

第四 總會ヨリ又ハ裁判所ノ命令ニ因リ卸任ヲ得タルコト

第五 會社ノ帳簿及ヒ書類ノ貯藏ニ關スル處置ヲ爲シタル
 コト

第六 會社ノ株券又ハ債券ノ其効力ヲ失ヒタルコト

第四節 裁判所ノ監視ヲ受ケテ執行スル會社解散

會社解散ノ場合ニ於テ商法草案第二百三十二條ノ規定ニ從ヒ取締役若シ總會ヲ召集シ解散ノ決議ヲ取り且該總會ニ於テ一人又ハ數人ノ清算人ヲ撰定シ其決議後七日内ニ解散ノ原由、日附、及清算人ノ氏名、住所ノ登記ヲ受ケ清算人ニ於テ法律ノ規定ニ從ヒ清算ノ事務ヲ行フトキハ英國法ノ所謂會社ノ任意解散ノ場合ト異ナルコトナシ然レモ商法草案第二百三十五條ニ依レハ地方裁判所ハ解散、及清算ノ實況ヲ監視スルノ權アルモノナルカ故ニ若シ地方裁判所ニ於テ必要ト認ムルトキハ清算人ニ命令ヲ下シ以テ其清算事務ニ干涉スルコトヲ得ヘキナリ何トナレハ裁判所カ監視ノ權ヲ有スト云フ以上ハ會社ノ清算事務ノ取扱上若シ不當ノ行爲アリト認ムルニ於テハ裁判所ハ一時其清算事務ヲ停止シ若

シ又必要アラハ更ラニ清算人ヲ撰任スル等ノ權ヲ有スヘキハ當然ナレハナリ英國ノ千八百六十二年ノ會社條例モ亦第四百四十七條ニ於テ會社ニ於テ任意解散ノ決議ヲ下シタルキハ裁判所ハ其監視ヲ受ケテ事務收結ノ手續ヲ行フヘシト命令スルノ權ヲ有スト規定シ以テ此權ヲ行フト否トハ全ク裁判所ノ專斷ニ任セリ然レモ英國ノ會社條例ノ全体ノ主義ハ成ルヘク會社ヲシテ其自動的ノ性質ヲ保持セシムルヲ目的トスルモノ、如シ故ニ會社カ解散ノ決議ヲ下スニ當テ或ル株主ノ詐僞ニ因リ多數ノ株主瞞着セラレ少數ノ株主ニ於テ異議ヲ唱ヘタレモ遂ニ多數決ニ依リ壓倒セルレタルカ又ハ其他之ニ類スル不都合ノ行爲アリト認定シタル場合ニアラサレハ裁判所ハ濫リニ干涉セサルモノトス然レト

モ若シ株主若クハ債主ニ於テ會社カ裁判所ノ監視ヲ受ケスシテ解散スルハ不當ナリト思惟シタルトキハ裁判所ニ其申立ヲ爲スコトヲ得ルモノトセリ

第三章 事務收結ノ手續開始ノ結果及ヒ會社解散ノ効果

我商法草按ニ掲ケタル事務收結ノ手續開始ノ結果ノ重要ナルモノハ第二百三十一條及ヒ第二百三十七條ニ掲ケタルモノトス依テ茲ニ其二個條ノ全文ヲ掲クヘシ

第二百三十一條 會社解散ノ場合ニ於テハ既ニ始メタル取引ヲ完結シ又ハ現ニ存在スル會社義務ヲ履行スルノ外其業務ヲ止ム取締役之ニ拘ハラスシテ營業ヲ續

行スルトキハ之カ爲メ其全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

第二百三十七條 登記後ニ爲シタル株式ノ讓渡及ヒ清算ノ目的ノ爲メニセサル財産ノ處分ハ總テ無効タリ但特別ノ理由アリテ地方裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニアラス

右第二百三十一條ノ規定ノ如キハ最モ緊要ナルモノトス何トナレハ會社カ解散ノ決議ヲ下スカ又ハ解散ノ命令ヲ受ケタル後チ尙ホ其業務ヲ繼續スルコトヲ得ルモノトセハ到底其事務ノ収結ヲ見ル能ハサレハナリ而シテ若シ取締役之ニ拘ハラスシテ營業ヲ續行スルトキハ假令會社ノ名義ヲ以テ爲シタル取引ト雖モ會社

ノ爲メニ爲シタルモノト認ムヘカラサルハ理ノ賸易キモノナリ依テ若シ取締役該條第一段ノ規定ニ背キ會社ノ業務ニ關シ取引ヲ爲スニ於テハ其全財産ヲ以テ已レ自ラ責任ヲ負ハサルベカラス

又右第二百十七條ニ於テ「登記後」ト云フハ第二百三十四條ノ規定ニ從ヒ解散ノ原由、日附、及ヒ清算人ノ氏名、住所ノ登記ヲ受クルヲ云フモノニシテ此登記ハ商法草按第十八條ニ依リ區裁判所ニ備ヘアル商業登記簿ニ登記ヲ受クルモノナリ

〔參照〕 第十八條 商號、後見人、未成年者、婚姻契約、代務及ヒ會社ニ關スル商業登記簿ハ當事者ノ營業所又ハ住所ノ區裁判所ニ之ヲ備ヘ登記及ヒ之ニ關スル事務ハ其裁

判所之ヲ行フ

會社カ其事務収結ヲ了リ解散シタルトキハ茲ニ會社ノ存在ハ消滅スルモノナリ依テ會社カ存在スルニ非サレハ履行スルコトヲ得サル契約ノ如キハ皆ナ會社ノ解散ト共ニ解除セラル、モノナリ然レトモ會社カ解散ニ因リ其契約ノ解除ヲ來シタルハ即チ其契約ヲ履行スルノ義務ヲ負擔シ居リナカラ約ニ背キ履行セサルト其理同一ナルヲ以テ會社ノ解散ニ因リ損害ヲ被リタル契約者ハ會社ノ財産中ヨリ賠償金ノ支拂ヲ受クルノ權アリ

會社法終

引用判決例目錄

左ニ掲クルモノハ本書ニ於テ引用シタル判決例中最モ重要ナルモノニシテ參見ノ便ニ供スル爲メ各訴訟件名ノ下本書ノ丁數ヲ舉ク

ナッソー、フォスフェート會社ノ訴件(Nassau Phosphate Co., 2 Ch. D. 610.)	九〇
ニウヰーランド地所會社ノ訴件(Elder v. New Zealand Land Co., 30 L. T. 285.)	九一
ボルド、對、ボルツ、バテント、デヲドライヤング會社(Bird v. Bird's Patent Deodorizing Co., L. R. 9 Ch. 358.)	一〇二
ブラオン、對、ウァンニシメット會社(Brown v. Winnisimet Co.,)	一〇三

(引用判決例目錄)

五三九

11 Allen, 326, 333.)

105

シンプソン 對 ウェストミンスターパレスホテル會社(Simpson v. Westminster Palace Hotel Co., 2 De G. F. & J. 141; 29 L. J.)

106

ノルウェー人、タイタニック製鐵會社ノ訴件(The Norwegian Titanic Iron Co., 35 Beav. 223.)

107

コーケン 對 サールキンソン(Cohen v. Wilkinson, 12 Beav. 125.)
バグショー 對 イーステルンユニオン鐵道會社(Bagshaw v. Eastern Union Ry. Co., 7 Hare, 114.)

108

109

ジョイントストック會社 對 バラオン(Joint Stock Co. v. Brown, L. R. 8 Eq. 381.)

110

ゾーネッタノ要求事件(Zulnetta's Claim, Re London, Hamburg and Continental Exchange Bank, L. R. 5 Ch. 444.)

111

メカニクス、エドワーズ、ビルギンソン、アッシュモーン(建築會社) 對 メリテン、ローゼンミー會社(Mechanics, &c. Building Assn. v. Meridien Agency Co., 24 Conn. 159.)

115

ダウニング 對 華盛頓山道路會社(Downing v. Mount Washington Road Co., 40 New Hamp. 230.)

116

リッシュ 對 アッシュリー鐵道用車輛製造會社(Riche v. Ashbury Ry. Carriage, &c., Co., L. R. 7 H. L. 653.)

117

バルフォー 對 エルネスト(Balfour v. Ernest, 5 C. B. (N. S.) 601.)

119

マヂソン云々道路會社對、ウァートルタウン云々道路會社 (Madison, &c, Plank Road Co. v. Watertown, &c., Plank Road Co., 5 Wis. 173)	1113
グレゴリー對、パッチェット (Gregory v. Patchett, 33 Beav. 595- 606.)	1114
ライド對、東ベンガル鐵道會社 (Lyde v. Eastern Bengal Ry. Co., 36 Beav. 10, 16.)	1115
リンデボロー硝子製造會社對、マサチュセツト硝子製造會 社 (Lyndeborough Glass Co. v. Mass. Glass Co., 111 Mass. 315.)	1116
コルマン對、イーステルン鐵道會社 (Colman v. Eastern Ry. Co., 16 L. J. (Ch.) 73.)	1119

アトキンソン對、ニューカッスル水道會社 (Atkinson v. New- castle, &c., W'works Co., L. R. 6 Ex. 404)	1133
モズレー對、マルストン (Mozley v. Alston 1 Ph. 790.)	1134
ハンプソン對、プライス氏專賣特許蠟燭製造會社 (Hamp- son v. Price's Patent Candle Co., 24 W. R. 754.)	1136
濠洲ラキシリヤリー汽船會社對、マウンター (Australian Auxiliary Steamship Co. v. Mounsey, L. R. 6 Ch. 83.)	1133
スコット對、コルボルン (Scott v. Colburn, 26 Beav. 276.)	1135
マクドローゴール對、セルセイインペリアルホテル會社 (Macdougall v. Jersey Imperial Hotel Co., 2 H. & M. 528)	1138
オルナメンタル、パイログラフイック會社對、オラオン (Orna- mentals, Pyrographic Co. v. Oran)	1138

mental Pyrographic Co. v. Brown, 2 H. & C. 63.)	一九八
ゼネクタヤー云々道路會社對サネチヤー (Schenectady, &c., Pl. R. Co. v. Thatcher, 11 N. Y. 102.)	一九八
カッス對ラッタワ農業保險會社 (Cass v. Ottawa Agricultural Ins. Co., 22 Grant Ch. (Upp. Canada 1875) 512)	一九九
ガルトナイズドライオン會社對サマステーコー (Galvani- zed Iron Co. v. Westoby, 21 L. J. (Ex.) 302)	二〇一
スミスマ對コーンシヤタマー (Smith v. Goldsworthy, 4 Q. B. 430.)	二〇五
キヤンブロヤン鐵道會社對ラナルコー (Caledonian Ry. Co. v. Ogilvy, 2 Macq. Sc. App. 229)	二八三

ベンチンク對ノルフオルク、エスチユアリー會社 (Bentick v. Norfolk Estuary Co., 8 D. G. M. & G. 714)	二八四
ドッド對ノーズベリー、ヘンド、#オザール鐵道會社 (Dodd v. Salisbury & Yeovil Ry. Co., 33 L. T. 254, 311.)	二八五
カルデ、フ市知事及衛生會對カルデ、フ水道會社 (Mayor, &c., of Cardiff v. Cardiff W'works Co., 5 Jur. (N. S.) 953.)	二八六
グレート、ノーゼルン鐵道會社對イーステルン、カウんチ ース鐵道會社 (Great Northern Ry. Co. v. Eastern Counties Ry. Co., 21 L. J. (Ch.) 837.)	二八八
濠洲郵便汽船會社對マルゼット (Australian Royal Mail, &c., Co. v. Marzetti, 11 Ex. 228, 24 L. J. (Ex.) 273.)	二九七

南方愛蘭炭坑會社對ワッドル(South of Ireland Colliery Co. v. Waddle, L. R. 3 C. P. 463, & L. R. 4 C. P. 617.)	二九八
ダナ對合衆國銀行(Dana v. Bank of U. S., 5 W. & S. 223.)	三〇九
エルテスト對ニコルス(Ernest v. Nicholls, 6 H. L. C. 401.)	三一〇
パークー對マッケンナ(Parker v. McKenna, L. R. 10 Ch. 96.)	三二六
ホッセス對ニユー・イングラント螺旋製造會社(Hodges v. New England Screw Co. 1 R. I. 312.)	三三三
プリンス、ラフ、ウェールス生命保險會社對ハーキント(Prince of Wales Life Assurance Co. v. Harding. E. B. & E. 183, 27 L. J. (Q. B.) 297.)	三三六
アセニヤム生命保險會社ノ訴件(Re Athenoecum Life Assur-	

ance Co., *ex parte* Eagle Co., 4 K. & J. 549; 27 L. J. (Ch.) 829.)

三三九

カウンチー生命保險會社ノ訴件(Re County Life Assurance Co., L. R. 5 Ch. 288.)

三四六

ダルシー對タマール云々鐵道會社(D'Arcy v. Tamar, &c., Ry. Co., L. R. 2 Ex. 158)

三五〇

ボネリリ電信會社ニ係ルコルリーノ要求事件(Re Bonelli's Telegraph Co., Collie's Claim, L. R. 12 Eq. 246, 259.)

三五〇

シュリースベリー伯對ノーススタッフールドシヤイヤー鐵道會社(Earl of Shrewsbury v. North Staffordshire Ry. Co., L. R. 1 Eq. 593.)

三六〇

チルソン對ウォルウィック瓦斯會社 (Tilson v. Warwick Gas Co., 4 B. & C. 962.)	三六二
ブランプトン云々鐵道會社ニ係ルシヨウノ要求事件 (Re Brampton, &c., Ry. Co., Shaw's Claim, L. R. 10 Ch. 177.)	三六三
カレドニヤン云々鐵道會社對レンヌボロー (Caledonian, &c., Ry. Co. v. Helensburgh, 2 Jur. N. S. 695.)	三七一
ヴォックスホール橋梁會社對スペンサル伯 (Vauxhall Bridge Co. v. Earl Spencer, Jac. 64.)	三七四
エドウォルツ對グランドヂヤンクシオン鐵道會社 (Edwards v. Grand Junction Ry. Co., 1 My. & Cr. 650; 1 Ry. Cas. 173.)	三七五
マドリッド銀行對マल्ली (Madrid Bank v. Pelly, L. R. 7	

Eq. 442.)

エドウォルツ對マल्लीノ要求事件 (Scott v. Lord Elbury, L. R. 2 C. P. 255.)	三八八
スコット對貴族エドワール (Scott v. Lord Elbury, L. R. 2 C. P. 255.)	三八八
ルートル對電信會社 (Rauter v. Electric Telegraph Co., 6 E. & B. 341.)	三九六
ナショナルヘルマテントベネフィット建築會社ノ訴件 (Re National Permanent Benefit Building Soc., ex parte Williamson; L. R. 5 Ch. 309.)	四〇〇
フイーニックス生命保險會社ノ訴件 (Re Phoenix Life Ass.	

Co., Purges and Stock's Case, 2 J. & H. 441.)	四〇二
日耳曼鑛業會社ノ訴件 (Re German Mining Co., ex parte Chippendale, 4 De G. M. & G. 19.)	四〇三
ノルウヰッチ紡績會社ノ訴件 (Ex parte Bignold, Re Norwich Yarn Co., 22 Beav, 148.)	四〇五
ラウンデス對ガルチット及モツレー金坑會社 (Lowndes v. Garnett and Moseley Gold Mining Co. of America, 33 L. J. (Ch.) 418.)	四〇六
レインヂヤル對グレートウエスタルン鐵道會社 (Ranger v. Great Western Ry. Co. 5 H. L. C. 72.)	四二九
「グリーン對倫敦乘合馬車會社 (Green v. London General	

Omnibus Co., 7 C. B. (N. S.) 230, 29 L. J. (C. P.) 13.)	四三〇
費府鐵道會社對シイグノー (Philadelphia, &c., R. R. Co. v. Quigley, 21 How. 209)	四三〇
ニユウマンズウヰシツ云々鐵道會社對ロニキヤー (New Brunswick, &c., Ry. Co. v. Conyheare, 9 H. L. C. 7.)	四三四
ナシヨナルエキステンヤ會社對トリコー (National Exchange Co. of Glasgow v. Drew, 2 Macq. 103.)	四三五
デントン對グレートノーザルン鐵道會社 (Danton v. Great Northern Ry. Co., 5 E. & B. 860, 25 L. J. (Q. B.) 123.)	四三六
マクケー對ニユウマンズウヰシツ商業銀行 (MacKay v. Commercial Bank of New Brunswick, L. R. 5 P. C. 394, 411.)	四四二

バットラー對ワットキンス(Butler v. Watkins, 13 Wall. 456.)	四四四
メイトレー對マンチェストル云々鐵道會社(Bayley v. Manchester, &c., Ry. Co., L. R. 8 C. P. 148.)	{ 四五 四六 四一
ウイード對パナマ鐵道會社(Weed v. Panama R. R. Co., 17 N. Y. 362)	四五五
スタイルス對カルディフ汽船會社(Stills v. Cardiff Steam Nav. Co., 4 N. R. 483; 33 L. J. (Q. B.) 310.)	四五七
ホイットフィールド對東南鐵道會社(Whitfield v. South-Eastern Ry. Co., 27 L. J. (Q. B.) 229.)	四五八
エドウォルツ對倫敦及西北鐵道會社(Edwards v. London & North-Western Ry. Co., L. R. 5 C. P. 445.)	四六〇

アレン對倫敦及西南鐵道會社(Allen v. London & South-Western Ry. Co., L. R. 6 Q. B. 65.)	四六一
プールトン對倫敦及西南鐵道會社(Poulton v. London & South-Western Ry. Co., L. R. 2 Q. B. 534.)	四六六
ミル對ホウカー(Mill v. Hawker, L. R. 9 Ex. 309.)	四七〇
ダットン對マルシフ(Dutton v. Marsh, L. R. 6 Q. B. 361.)	四七九
ハヴモア對マギル(Hovey v. Magill, 2 Conn. 680, 682.)	四八三
チエリー對チャーストラノミヤ殖民地銀行(Cherry v. Colonial Bank of Australasia, L. R. 3 P. C. 24.)	四八七
フマーゲン對ウヰルソン(Ferguson v. Wilson, L. R. 2 Ch. 77.)	四九〇

引用判決例目錄終

明治廿二年十二月一日印刷
明治廿二年十二月四日出版
明治廿三年六月九日增補再版

定價書圓五拾錢

著作者 宮岡恒次郎

東京市麴町區有樂町
三丁目二番地

發行者 江草斧太郎

全神田區一ツ橋通町
七番地

發行兼印刷者 八尾新助

全市全區表神保町
一番地



發行所

東京市神田區表神保町一番地	日本書籍會社
全市全區一ツ橋通町七番地	有斐閣
全市全區裏神保町一番地	敬業社

大賣捌所

東京市神田區	富山房
全	集成社
全	明法堂
全	博弘堂
全本鄉區	有成閣

大賣捌所

全	本鄉四丁目	敬業社支店
全	日本橋區通二丁目	丸善書店
全	檜物町	岡島支店
全	京橋區銀坐四丁目	博聞社
全	南鍋町	博文堂
大阪東區備後町四丁目	吉岡平助	
全	南久寶寺町四丁目	岡島眞七
全	東區備後町四丁目	梅原龜七
全	北久寶寺町	三木佐助
全	南久寶寺町	前川善兵衛
京都寺町四條	田中治兵衛	

大 賣 捌 所

肥後熊本	長崎次郎
薩摩鹿島	吉田幸兵衛
讃岐高松	宮脇仲次郎
尾張名古屋	川瀬代助
全	三輪文次郎
越前福井	品川太右門
越中高岡	磯野小平
信州長野	西澤喜太郎
加賀金澤	牧野作平
越後水原	西村六平
陸前仙台	木村文助

本書中商法草案トアルハ商法ノ誤

五丁九行 無形人ハ法人ノ誤

二二丁 [市町村ノ如キモノ]ノ下[及學術宗教等ノ事ヲ目的トスル團結

ニシテ特ニ法律上一個人ト認メラル、モノ]ノ三十六字ヲ脱

三二丁八行 [債負]ハ[負債]ノ誤

一一二丁五行 [條項アラサシリ]ハ[條項アラサリシ]ノ誤

一九〇丁四行 [支拂フ均キ]ハ[支拂フヘキ]ノ誤

二〇四丁九行 [詐キ]ハ[欺キ]ノ誤

二六九丁末行 [會社ノ株金ノ一ハ會社ハ株金ノ]ノ誤

二七九丁六行 [暗點]ハ[暗黙]ノ誤

二八八丁三行 [委任]ハ[其委任]ハノ誤

三〇一丁九行 [點止]ハ[默示]ノ誤

三九八丁九行 [暗點]ハ[暗黙]ノ誤

五〇四丁三行 [散解]ハ[解散]ノ誤

五一五丁六行

〔地方裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

全 末行

〔地方裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

五二二丁三行

〔地方裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

全 四行

〔廢罷〕ハ〔解任〕ノ誤

全 全

但其命ニ對シノ下即時ノ二字ヲ脫ス

五三三丁四行

〔清濟〕ハ〔濟了〕ノ誤

全 十行

〔地方裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

全 末行

但其命令ニ對シノ下即時ノ二字ヲ脫ス

五二七丁十行

〔地方裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

五二八丁

五三六丁五行

〔地方裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

五三七丁五行

〔第二百二十七條〕ハ〔第二百二十七條〕ノ誤

全 七行

〔區裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

全 末行

〔區裁判所〕ハ〔裁判所〕ノ誤

~~26~~
~~193~~

17
229h

終

